

**INEE**

**(The Inter-Agency Network for Education in Emergencies)**

Minimum Standards for Education in Emergencies,

Chronic Crises and Early Reconstruction

(2004)

**INEE「緊急時の教育ミニマム・スタンダード」**

翻訳 大阪大学人間科学研究科国際協力論講座

監訳 内海成治

(2006)

## INEE「緊急時の教育ミニマム・スタンダード」

緊急および長期にわたる危機と早期復興過程における教育のための

ミニマム・スタンダード(最低限の基準)

### 目次

訳者まえがき	2
緒論：緊急時の教育のための最低基準	4
第1章 全てのカテゴリーに共通のミニマム・スタンダード	1 1
第2章 アクセスと学習環境	4 5
第3章 教授と学習	6 1
第4章 教師とその他の教育関係者	7 4
第5章 教育政策と協調	8 4
補遺	9 3

## 訳者まえがき

この小冊子「緊急時の教育ミニマム・スタンダード」は、緊急時の教育機関間ネットワークである INEE (Inter-Agency Network for Education in Emergency) の Minimum Standards for Education in Emergencies, Chronic Crises and Early Reconstruction (2004) の全訳である。これは、直訳すると「緊急および長期にわたる危機と初期復興過程における教育のためのミニマム・スタンダード (最低限の基準)」ということであるが意識して本書のようにした。

本書は 100 ページ足らずの小冊子であるが、それを補完する意味で関連する資料を盛り込んだ CD-ROM 版も出ている。さらに INEE のホームページからは英語、フランス語、スペイン語版へのアクセスが可能であり、この日本語版もすでに掲載されている。

「ミニマム・スタンダード」のプレスリリース (記者発表) は 2005 年 2 月 25 日にユネスコで行なわれた。訳者の一人である内海は阪大の院生 2 名と共に、同時期にユネスコで開催されているイラク高等教育支援会合に出席していたため、記者発表の場に同席した。はじめにユネスコパリ本部のアスガール・フセイン Mir Asghar Husain 教育政策方略部長の挨拶の後、国際教育計画研究所 (IIEP) のベバリー・ロバーツ Beverly Roberts、INEE コーディネーターのクリストファー・タルボット Christopher Talbot 緊急教育専門家がそれぞれの立場から経過を説明し、最後に、「ミニマム・スタンダード」をまとめたアリソン・アンダーソン Allison Anderson が解説を行った。

フセイン部長はこの記者発表の場で、「ミニマム・スタンダード」が活用されるためには各国の言葉に翻訳される必要があり、日本語訳はここにいる内海がやってくれるであろうと、打合せなしにコメントしたのである。もとより、翻訳の必要は痛感したが、また同時に私たちができるか不安を感じた。ともかく、帰国後に翻訳を始めた。

私と講座の院生 (浅野円香、小柴厳和) と翻訳を始め、訳を持ち寄って検討会を持った。しかし、私自身が他の用事に追われて進まないこともあり、私たちの訳をもとに足りないところを翻訳家の山本充恵さんに仕上げてもらい、用語や文章のチェックを、講座の博士課程の津吹直子が行った。さらに最終的な文章のチェックと読み直しを全体にわたって内海が行った。責任を明確にするために内海の監訳としているが、この翻訳はこうした人たちとの共同作業である。誤訳や意味の取り違え、不十分な部分が多いことと思う。その責任は内海にあるが、皆様のご指摘をお願いする次第である。

この翻訳によって日本の国際協力関係者にミニマム・スタンダードが知られ、日本発の緊急教育協力発展の一助になれば幸である。

2006年8月10日

内海 成治

## 緒論：緊急時の教育のための最低基準

「緊急時の教育ミニマム・スタンダード (MSEE)」は、一冊の手引書であると同時に、あらゆる人々—子ども、青年、成人—が緊急時においても教育の権利を持つという、幅広い共通認識のもとに生まれたものでもある。これは、「スフィア・プロジェクト人道憲章」における中心的な信念を反映したものである。すなわち、自然災害や紛争によって引き起こされる人々の苦痛を軽減するためにあらゆる手段がとられなくてはならないこと、そして、被災した人々は尊厳を持って生きる権利を持っていることの2点である。

### 概説

全ての人間は教育の権利を有している。この権利は次の多くの国際的な条約や文書のなかで規定されている。すなわち、「世界人権宣言 (1948)」、「難民の地位に関する条約 (1951)」、「戦時における文民の保護に関するジュネーブ条約 (IV)」、「経済的、社会的、及び文化的権利に関する国際規約 (1966)」、「児童の権利に関する条約 (1989)」、「万人のための教育ダカール行動枠組み (2000)」等である。

緊急時および長期的な危機や復興の早期段階における教育活動は、生命を助けることと、生命を維持することの両方を含んでいる。それは、搾取や危害から保護し、生き抜くための重要な情報を広く伝えることによって命を救うことである。例えば地雷の教育や HIV/AIDS 予防などに関する情報である。危機において、特に子どもや青年に、未来に向けての社会構造や安定性そして希望を提供することによって生きる力を与えることである。緊急時における教育とは、つらい経験の痛みを癒す助けであり、技能を身につけ、紛争の解決と平和の構築を支援するものである。

近年、緊急時の公教育とノンフォーマル教育プログラムの必要性が広く知られるようになった。数百万の子ども、若者、成人が、教育行政機関や現地および国際的な人道機関による教育の努力から恩恵を受けている。緊急時の教育において強調されているのは次の二つの重要な課題である。

1. 人間は緊急時においても教育を受ける権利を失ってはならない。そして、教育は主要な人道的配慮の「外部」にあることは不可能であるばかりか、人道

支援の中で優先的に対応すべきであることを認識すること。

2. 危機における教育の質、機会、説明責任等の最低限の水準を確実なものとする広範囲の願望とコミットメントが必要であるということ。

この二つの課題への対応として、2003年に緊急時における教育の国際的な最低基準の作成を進めるためにワーキンググループが形成された。INEEがイニシアティブを取り、国連機関、NGO、援助国、実務者、研究者および被災した人々らとの開かれたネットワークが、緊急時や紛争後の復興過程における教育の権利を確かなものとするために協働したのである。このネットワークは、優れた実践（グッド・プラクティス）、手法、研究を収集して広めること、そして、非常事態によって被災した人々を支援することで教育の権利を促進し、メンバーとパートナーの間での頻繁な情報交換を図ってきた。INEEは、また、リソースの格差を見極め、INEEのメンバー機関によって召集されるタスクチームを通して、こうしたリソースの開発を図っている。

本書で述べられるミニマム・スタンダードは、こうした緊急時の教育に関する国際的なスタンダードの開発にむけて幅広い協議を行った結果である。2003年以来、幅広い関係者と協議しながら、INEE緊急時における教育のミニマム・スタンダード作業グループ（WGMSEE）はスタンダード、指標、ガイダンスノートの開発を行った。それは、復興の早期段階においてなされるべき教育機会と教育の提供の最低基準を明確にするものである。この開発過程における主要なコンポーネントは、国、準地域、地域レベルでの協議、INEEのリストサーブ（メーリングリスト）を通じたオンラインでの協議、そして、ピア・レビュー（関係者間での検討）である。それぞれの段階で集約された情報はこの過程の次の段階で使われた。

50カ国以上2,250人を超える人々がミニマム・スタンダードの開発過程に貢献した。2004年の1月から5月にかけてWGMSEEはアフリカ、アジア、ラテンアメリカ、中東とヨーロッパを含めた4つの地域協議会を開催した。これら地域協議会に参加した137人には、51の国からの被災した人々の代表、国際NGO、現地NGO、政府、国連機関が含まれていた。参加者とINEEメンバーは、地域協議会に先立って、47カ国の110を超える地方、国、準地域の協議を実施し、データや情報を収集した。それらは、NGO、政府、国連関係者、援助機関、学者、さらに被災したコミュニティの教師、学生、教育関係者を含む1,900人以上の代表者から集めたものであった。地域協議会の参加者は、国や地方における協議会で作られたスタンダード、指標、ガイダンスをまとめミニマム・

スタンダードを開発し、その際には 100 を超える INEE のリストサーブ（メーリングリスト）への意見も参照された。2004 年夏に実施された専門家によるピア・レビューには、40 人以上の専門家が集まり、地域協議会でまとめられた内容を分析し、磨きをかけて国際的なスタンダードに仕上げた。

ミニマム・スタンダードは、「児童の権利に関する協定（CRC）」、「万人のための教育（EFA）ダカール行動枠組み」、「ミレニアム開発目標(MDG)」、「スフィア・プロジェクト人道憲章」を基盤として形成されている。CRC、MDG そして EFA は、危機によって被災した人々も含めて、全ての人が質の高い教育を受ける権利があることを明確に述べている。本書は、この権利を確かなものとするために、教育機会の提供と教育の供給の最低基準を達成する努力のなかで使用される道具である。

スフィア・プロジェクトの「人道憲章と災害援助に関する最低基準」は、人道援助を行う NGO と国際赤十字・赤新月運動のグループによって 1997 年に開始され、制定されたもので、被災した人々が人道援助から受けることのできる権利について明言している。スフィア・ハンドブックは人道憲章および給水と衛生の主要な部分のミニマム・スタンダードを含んでいる；すなわち、食糧の確保；栄養と支援；シェルターと用地計画；保健サービス、である。しかし、教育の提供は含まれていない。人道憲章は国際人道法、国際人権法、難民条約、国際赤十字・赤新月運動および災害援助を行う NGO のための行動規範に基礎を置いている。憲章は核となる原則、すなわち、危機によって被災した人々の保護と援助を受ける権利が謳われている。災害によって被害を受けた人々が尊厳ある生活を営む権利についても明確に述べている。憲章は、また、被災した人々の保護と援助を受ける権利を保障するために、国家や交戦中の当事者の法的責任を示している。しかるべき当局がその責任を果たすことが出来ないあるいは果たす意思がない場合には、人道機関が人道的保護と支援を行なう義務を負うことになる。

### ミニマム・スタンダードを使う時

「緊急時の教育ミニマム・スタンダード（MSEE）」は緊急的な対応に使用するために設計されているが、同時に緊急時への準備や人道的な擁護活動において使うこともできるであろう。つまり、自然災害や武力紛争も含めた幅広い状況に適用できる。このハンドブックでは「緊急時：emergency」という単語を二つの領域を含む包括的な用語として使用している。すなわち、次に述べるような「自然災害」と「複合的な緊急情勢」である。



- 自然災害はハリケーン・台風、地震、旱魃・洪水その他の災害を含む。地震のような災害は何の前触れもなく発生し、震源地付近の人々に大きな被害を与える。旱魃のような災害はゆっくりと徐々に進行するが、同様の甚大な被害を与える。
- 複合的な緊急情勢は「人間が作り出す」ものであり、紛争や内戦によって引き起こされた状況のことであり、それは自然災害によって倍化される場合がある。こうした環境では、人々の命、安全、生活、尊厳は様々な危機要因、すなわち、自然や人間が作り出す災害や武力紛争によって危険にさらされるからである。

このハンドブックに含まれる情報は規範的なものではない。ミニマム・スタンダードは様々なレベルの関係者（家族やコミュニティ、現地行政機関、中央政府の役人、支援団体、実施者など）によって開発されたものであり、世界中の緊急時や復興早期の状況の中で進化してきたものである。スタンダードは、中央政府、その他の管轄機関、国内および国際機関が緊急的な状況において、どのように教育プログラムを対処し確立すべきかのガイドラインとして用意されたものである。このスタンダードはコミュニティ、政府、その他の管轄機関、人道援助関係者が、人々が必要としている教育ニーズに合致した支援を迅速に行なえるようにデザインされている。

### **時間枠（タイムフレーム）**

ミニマム・スタンダードが使用されるタイムフレームは主にその内容によって変化する。このスタンダードは緊急事態への初期対応から復興の早期まで幅広く適用可能であり、多様な人々が使うことができるであろう。このハンドブックの指標は、あらゆる状況、もしくは、多くの潜在的な使用者すべてに普遍的に適用できるものではない。いくつかのスタンダードや指標が達成されるには、何週間、何ヶ月あるいは何年もかかるかもしれない。ある場合には、ミニマム・スタンダードや指標は外部からの支援なしに達成される。またある場合には、達成のために教育機関と援助機関が共同しなくてはならない。こうしたスタンダードや指標を使用する際には、全ての活動関係者が実施の時間枠と成果の達成に向けて合意することが重要である。

### **ミニマム・スタンダードをどのように使うか**

たくさんのマニュアルやツールキットが国際機関や NGO によって策定されている。これらは緊急時や復興早期における学習や心理社会的な活動の様々な側面を取り扱っており、教育プログラムの活動関係者に対して実践的なガイドを提供している。こうした団体は、教育省や他の教育実施機関と同様に、質の



高い教育プログラムを確立して継続するためのガイドや政策を開発している。このハンドブックは当分野における戦略や策定すべきプログラムの詳細な説明を提供するものではない。これは、教育という文脈においての人道活動に対して、教育プログラムの開発からその実施と継続、そして政府とコミュニティの支援について、一連の最低の基準と重要な指標およびガイダンスノートを提供するものである。ミニマム・スタンダードは以下の5つのカテゴリーで示される。

- **全てのカテゴリーに共通のミニマム・スタンダード**：このセクションは、ハンドブックに盛り込まれたスタンダードを採用するに当たっての住民参加の主要な領域と地元リソースの活用に焦点を当てている。さらに、緊急教育支援が初期のアセスメントに基づき、適切な対応と継続的なモニタリングと評価が確実に実施されることもテーマとしている。
- **アクセスと学習環境**：教育機会へのアクセスを向上させるためのパートナーシップと学習環境に対する分野横断的連携に焦点を当てている。例えば、健康、水、衛生、食糧支援・栄養、そしてシェルターなどの分野との連携であり、それによって安全で身体的、認知的、心理的によりよい学習環境に高めるためである。
- **教授と学習**：効果的な教授と学習を促進するための主要な要素、すなわち、1) カリキュラム、2) 研修、3) 指導、4) 評価、に焦点を当てている。
- **教師とその他の教育関係者**：教育分野の人的リソースの管理と運営に焦点を当てている。そこには募集と採用、労働条件、監督と支援が含まれる。
- **教育政策と協調**：政策の形成と制定、計画と実施、そして調整に焦点を当てている。

### スタンダードと指標の違い

ミニマム・スタンダードは被災した人々が尊厳を持って生活する権利があるという原則を基礎としている。このスタンダードは、人道支援における教育機会と教育の提供の最低水準を明確に述べたものである。その性格は質的なものであり、どのような環境においても普遍的に適用可能である。それぞれのスタンダードの重要な指標は、そのスタンダードが達成されているか否かを示す「合図 (signals)」である。これらは量的質的に関わらず、教育プログラムの効

果（あるいは結果）ならびにプロセス（あるいは方法）を計測し知らせるための道具として機能する。この重要な指標なしには、ミニマム・スタンダードは善意の表明にすぎず、また実践を推し進めることも難しくなる。それぞれの章のガイダンスノートは、様々な状況でスタンダードを適用する際に考慮すべき個々のポイントに言及している。優先的な課題や実施上の困難への対処のアドバイスであり、また、実情と知識とのジレンマ、論点 あるいはギャップについても述べている。ガイダンスノートは特定の重要な指標と関係しており、その関連性はテキストの当該箇所に示されている。重要な指標は、それぞれのガイダンスノートと常に結びつけて読んでいただきたい。

全てのセクションは内的に繋がっていることを念頭におき、一つの分野で言及されるスタンダードには、他の分野で言及されているスタンダードと関連付けをして取り組むことが重要である。状況に応じて、ガイダンスノートは他のスタンダード、指標あるいはガイダンスノートへの結びつきを明らかにしている。

### **横断的な課題**

ミニマム・スタンダードの開発では、いくつかの重要な課題を考慮に入れた。すなわち、人々と子どもの権利、ジェンダー、人々の参加の権利、HIV/AIDS、障害者、弱者である。これらの課題は、個別のセクションで取り扱われるのではなく、関連するスタンダードに内包されているのである。

### **範囲と限界**

異なる分野のスタンダードは孤立しているのではなく、それぞれが相互に内的に繋がっている。しかしながら、普遍的なスタンダードとその実践における適用能力との間には、ある種の緊張関係が明らかに存在している。なぜならば、状況はそれぞれに異なっているからである。それゆえに、スタンダードの開発には、広範囲の様々な人々—異なる様々な地域、国、地方からの人道支援従事者、教育関係者、政府、教育官庁、市民活動家、被災者など—の十分な参加を可能にするための国際的な形成過程が用いられる必要があった。

現地のそれぞれの要因により、ミニマム・スタンダードが実現される場合もあり、また、重要な指標は得られない場合もある。こうした場合には、このハンドブックに掲載されているスタンダードや指標と、実際の実践のなかで得られたものとのギャップが検討されねばならないし、さらに、このギャップが生ずる理由、そしてスタンダードを現実的なものに変えるために何が必要かを明

らかにする必要がある。

ミニマム・スタンダードとスフィア・プロジェクト人道憲章は、教育の対応に係る問題のすべてを解決するわけではない。しかしながら、国際人道機関、政府、地域の人々が、教育支援の効果と質を高め、それによって災害の被災者の生活に意義のある変化を創り出すための道具手段を提供するものである。

# 第1章

## 全てのカテゴリーに共通のミニマム・スタンダード

### はじめに

この章では、当ハンドブックの各カテゴリーに必要な不可欠な、6つの核となるスタンダードについて詳述する。この核となるスタンダードとは、1) 住民参加、2) ローカル・リソース、3) 初期アセスメント、4) 対応に関する方略、5) モニタリング、6) 評価、である。これらは「住民参加（参加とリソース）」と「分析（アセスメント、対応、モニタリング、評価）」という2つのサブ・グループに分けられる。ここで述べるスタンダードを実施することで、人道支援機関やコミュニティのメンバーは、教育へのアクセスと学習環境、教授と学習、教師とその他の教育関係者、そして教育政策と協調の、四領域でのスタンダードの実現をサポートすることになるのである。

### 国際的な法的文書との関連付け

誰もが尊厳を持って生きる権利を持ち、人権が尊重されなければならないが、その中には教育の権利も含まれる。人道支援機関は、参加する権利、差別されない権利、知る権利などを含む人権を堅持する方法で支援を行う責任がある。こうした権利は国際人権法、国際人道法および難民法の内容を反映している。スフィア・プロジェクト（人道憲章と災害援助に関する最低基準の策定プロジェクト）の人道憲章と「災害援助を行う国際赤十字社・赤新月社運動およびNGOのための行動規範」では、人道支援機関に支援を求める人々に対する説明責任義務が定められている。この共通のスタンダードは、教育支援を行う際の組織や個人の責任の概略を示したものである。

### 全てのカテゴリーに共通するスタンダードの重要性

この章で述べる住民参加と分析は、他の技術的な章に先立ち、最初に読まれるべきである。というのは、ここで述べているスタンダードは、全てのミニマム・スタンダードを構成する最も重要なものだからである。教育データの収集と分析は、緊急時の全ての段階において重要である。危機の初期段階においては、適切なプログラムの策定とリソース管理のために、リソース、ニーズ、そして、ギャップが同定されねばならないのである。

被災した住民（Populations）のニーズに見合った効果的な緊急教育プログラ

ムを行うためには、状況を明確に把握することが基本である。最初に行うアセスメントは、危機の状況と住民に対する影響の分析である。被災した人々のニーズ、脆弱性、主要なサービスに不均衡がないかを調査すると同時に、そうした人々の能力と地域のリソースの可能性を把握しなければならない。プログラムの効果を確認なものとするために、緊急教育アセスメントには、被災地域のみならず、教育および教育以外の問題に取り組む地方政府や人道支援機関も参加しなければならない。また、アセスメントはすべての住民に対する公教育およびノンフォーマル教育に関しても行うべきである。教育は他のセクター、例えば、経済、宗教、伝統的な信念、社会慣習、政治・治安要因、対処メカニズムあるいは予期される今後の発展と切り離して考えることはできない。緊急事態の原因や影響の分析は不可欠である。こうした問題を正しく特定し認識することができない場合、適切な対処は不可能ではないにせよ、困難である。

対応は支援機関の能力、専門領域、使える予算、地域や状況への精通度、スタッフと学習者の安全リスクなど、多くの要因によって異なってくる。ここで詳述する対応のスタンダードは「誰が、いつ、何をするか（who does what when）」を明らかにするために作られている。適切な対応が決定されれば、アクターがニーズに従って公平に差別なく支援を行える必要なメカニズムが作られるであろう。

情報を集めて分析するモニタリングシステムは、目標に対する進捗度を継続的にはかるため、また、変化する状況において、プログラムが常に適切であるか否かをチェックするために、初期の過程に確立される必要がある。対処の中間あるいは終了時に行われる評価は、プログラムの期間に合わせて定期的に行われなければならない。そして、プログラムの全体的な効果を判断し、将来実施する同様のプログラムをよりよいものとする教訓を明確にしなければならない。関係する利害関係者や学習者は評価のプロセスに積極的に関わらなければならない。モニタリングと評価のプロセス、内容、結果はガラス張りであり、受益者や利害関係者に広く知らされなければならないが、その際に関わった人々の安全を危うくしないことが必要である。場合によっては、情報は政治的あるいは社会文化的に敏感な問題であり、それゆえに、収集されたデータや情報は慎重に取り扱わなければならない。

効果的な緊急教育プログラムは、被災したコミュニティについての十分な理解と、プログラム策定へのコミュニティの積極的関与が基礎となる。「住民参加（community participation）」とは、被災した人々の意見が聞かれ、被災した

人々に意思決定のプロセスに参加する力を与え、教育問題に直接行動をおこすことができるようにするプロセスと活動のことである。参加には形だけの参加、協議、十分な参加など様々な度合いやレベルがある。我々が取り組む緊急の状況においては、完全な参加は難しい場合が多いが、協議は緊急時の教育にとって最低限の目標であり、全てを包括する完全な参加が最終目的である。

形だけの参加は機会を逸失し、質の高い持続可能なプログラムを提供するには効果的でないということが過去の経験から示されている。災害への対応の適切性、効果、質を確実なものにするため、アセスメント、策定、実施、管理、モニタリングに際して、被災地の社会的弱者を含むコミュニティメンバーを最大限参加させるべきである。コミュニティの積極的な関与によってコミュニティ特有の教育問題と、それに取り組む際の効果的な方策を特定しやすくなる。加えて、住民参加によって、教育プログラムに対する合意とサポートを得られるだけでなく、コミュニティ内のリソースを同定し、動員することにも役立つ。住民参加には真の持続的な権限付与と能力形成が必要であり、すでに現地で行われている努力の上に構築されなければならない。

各機関が問題を共通に理解して効果的に連携を行うために、支援に関わる人々すべてが知識と情報を系統的に共有することが不可欠である。標準化されたデータ収集と分析のシステムと方法が推進されるべきである。これによって情報を容易に文書化し、共有し、普及することが可能になるからである。指標は定性的または定量的なものである。

**ミニマム・スタンダード：**これは質的なもので、教育を提供する上で達成すべき最低限のレベルを明記している。

**重要な指標：**これは基準が達成されたかどうかを示す「合図」である。この指標は、プログラムの与えた影響または結果、および、実行されたプロセスまたは方法について、評価し伝達する手段である。

**ガイダンスノート：**ここには、さまざまな状況でいつスタンダードや指標を適用すべきか、また、実際の困難に対処するための手引きや優先事項に関するアドバイスをいつ適用すべきかについての具体的ポイントが書かれている。また、基準や指標に関する極めて重要な問題や、現在分かっている範囲でのジレンマや矛盾、ギャップについても記されている。補遺 2 には、この章に関連する一般的问题と技術的問題への情報源を示す精選された参照リストが含まれている。

住民参加 (Community Participation)

スタンダード1  
参加

被災したコミュニティのメンバーは、教育プログラムのアセスメント、計画、実施、モニタリング、評価に積極的に参加する。

スタンダード2  
リソース

現地コミュニティのリソースが教育プログラムや他の学習活動を実施するために同定され、集められ、使われる。

補遺2：参考文献と情報源ガイド  
「住民参加 (Community Participation)」の章



## 住民参加 スタンダード1：参加

被災したコミュニティのメンバーが、教育プログラムのアセスメント、策定、実施、モニタリング、評価に積極的に参加する。

### 重要な指標（ガイダンスノートと併読すること）

- 被災したコミュニティが、選ばれた代表を通して、教育活動の優先順位付けおよび計画策定に関わり、教育プログラムの効果的な実施を確実なものにする。  
（ガイダンスノート 1-5 参照）
- 子どもや若者が教育活動の開発と実施に関わる。（ガイダンスノート6 参照）
- コミュニティの教育委員会が、教育活動とその予算の監査を実施するためのジュウミン集会を開催する。（ガイダンスノート 7 参照）
- 教育活動を管理するために、子どもや若者を含めたコミュニティメンバーに研修と能力形成の機会がある。（ガイダンスノート8 参照）

### ガイダンスノート

1. **教育プログラムに関わるコミュニティ代表者：**ミニマム・スタンダード全般にわたって、「コミュニティの教育委員会」は、（必要に応じて）教師と学習者に加え、親および／あるいはPTA、地元の政府機関、市民団体、コミュニティの組織、若者や女性の団体などから選ばれた代表から成り、コミュニティの教育に対するニーズを同定し、それに取り組むために設置された委員会を意味する。コミュニティの教育委員会には、そのメンバーから成る下位委員会を設置する場合がある。場合によっては、コミュニティ教育委員会は1つの教育プログラムを担当することもあれば、特定の場所においては数種類の教育プログラムを担当することもある。

緊急状況におかれた場合、家族、コミュニティ、そして学校の結びつきは、親あるいは保護者が学習環境の整備や管理に携わることによって強まる。家族、コミュニティ、学校の結びつきの仕組みは、参加し、話し合うことで形成されるべきである。これは現地の状況や問題（例えば子供が生計を担う家庭など）に取り組むために必要な方法であるのみならず、コミュニティの教育委員会、PTA 他の形成にもあてはまる。コミュニティに根ざしたアプローチを行うことによって、現地の文化や教育の伝統を尊重する仕組みを（もしまだなければ）作り、既存の仕組みを強化し、現地の対処メカニズムを活用することができる。

- 2. コミュニティの教育委員会**：代表は様々なグループや機関が参加し、全体から選出するべきである。現地 NGO、宗教団体、伝統的な長、特別な教育を必要とするグループ、社会から取り残されたグループ、女性や女子、氏族、部族、年齢別グループなどが挙げられる。そして、代表者は民主的な過程を経て選ばなければならない。復興期には、コミュニティの教育委員会は、公的な機関・組織として活動できるよう法令によって承認され、法的に登録されるべきである。同様の機能や責任をもつ教育委員会がすでにある場合はそれを活用し、重複して設置することを避けるべきである。

コミュニティの教育委員会は、包括的でバランスがとれていなければならない。そして被災した人々の多様性を反映すべきであるが、それは、ジェンダー、年齢、民族、宗教団体、そして社会的分類(Social Categories)に限らない。コミュニティの教育委員会への公平な参加を促進し、確かなものとする事によって、発展の過程において、女性や女子が平等なパートナーになれるようサポートすることが重要である。

- 3. 教育委員会の役割と責任**：コミュニティの教育委員会メンバーの役割と責任が明確に定義され、直ちにコミュニティで機能しなければならない。役割と責任には次の内容が含まれるがそれに限定されるものではない。
- 定期的に会合をもち、懸案事項の協議と決定を行う；
  - ミーティング内容、決定事項、コミュニティの財政、現物による寄付などの記録をとる；
  - 文化的に適切なアプローチを行う（例えば、柔軟な学期制、コミュニティの事情を反映しコミュニティメンバーが関わるカリキュラムなど）；
  - コミュニティのメンバーに教育プログラムを十分に理解してもらうために、コミュニティ、教育プログラムおよび／あるいは国および地元当局とコミュニケーションをとること。
- 4. コミュニティが教育活動の企画に関わる**：全ての政府機関・非政府機関は意見を一致させ、教育活動の企画にコミュニティが確実に参加するための手順を作るべきである。この手順は活動の初日から迅速な対応を行う上で不可欠であり、次の事項を早急に構築するために参加型の方法がとられねばならない。
- 多様なサブ・グループ（子ども、若者、大人）の教育に対する緊急のニーズ；
  - 利用可能な人材と時間、および、財源や物的資源；

- －言語グループを含むサブ・グループ間の力関係；
  - －安全確保の限界；
  - －教育を提供するための安全な場所；
  - －命を救う(life-saving)教育的メッセージを緊急援助と統合する方略。
- (P.26の「分析スタンダード2」とP.27の「分析ガイダンスノート5」、P.28「分析スタンダード3」、P.89「教育政策と協調スタンダード2」も参照のこと)

- 5. 現地の教育活動計画（アクション・プラン）**：コミュニティおよびコミュニティの教育委員会は、被災した人々（特に社会的弱者に属する人々）のニーズ、懸案事項、価値観を反映した参加型の地域に根ざした計画過程を経て、教育活動の優先付けや計画を行なう。この計画の過程を経た結果が、地域密着型の教育活動計画である。この計画は、公教育および／あるいはノンフォーマル教育のサービスとプログラムの質を向上させるための枠組みを提供するものである。

教育活動計画には目的がいくつかある。次の事項が挙げられるが、これに限定されるものではない：

- －活動、指標、目標を通して明確にされた将来の学習環境に関して活動者間でビジョンを共有する；
- －学習環境の特定の状況を改善するために、活動者が互いに同意し、共通の責任をもつ；
- －計画のなかで示された目標を達成するために、与えられた時間のなかで、様々な利害関係者が果たすべき特定の役割と責任を伴った行動計画を明確にする。

現地の教育活動計画では、支援機関、コミュニティの教育委員会、教育プログラムの関係者を含む、全ての利害関係者が、協力活動の中でどのような役割を果たすのかを明確に示さねばならない。また、活動計画には行動規範を盛り込み、それによってコミュニティのモニタリングやアセスメントを定期的に行えるようにし、また幅広い住民参加が持続できるように、人々を関与させる土壌をつくるようにしなければならない。住民参加には必要に応じて次のような分野が含まれる。つまり、計画策定、子どもの保護、女子および女性や社会的弱者の参加促進、教育と学習活動の実行、監督、モニタリング、リソースの動員、スタッフの採用活動と研修、インフラの管理と整備、外部関係機関との協調、そして、健康・衛生・栄養・水の供給・公衆衛生面に関

する措置の導入などである。コミュニティのメンバー全員が情報を得られることが重要である。これにより、メンバーがコミュニティの教育委員会に効果的な教育プログラムの運用方法を助言することができる。 R.78「教師とその他の教育関係者スタンダード 2」および P.90「教育政策と協調スタンダード 3」を参照)

- 6. 教育活動への子どもの参加：**「児童の権利に関する条約」第 13 条によって、子どもは、大人になった時の責任を果たす準備をするために、自分の人生に関わる事柄に対して意見を表明する権利を与えられている。この条項は、慢性的な危機および復興早期の過程を含むあらゆる緊急状況におかれている子どもたち全員に適用されるものである。

学習者、特に若者および成人の学習者は、教育を提供している制度の開発と管理に携わるべきである。子どもはコミュニティの中で、自分自身や他の子どもたちを守ることができるような実践の研修を受けなければならない。研修は、例えば、学校活動や報告の改善を提案したり学習環境内での虐待を防止する提案など、学習者が積極的に参加し、前向きの変化を起こす力に焦点を当てたものでなければならない。 R.52「アクセスと学習環境スタンダード 2」および P.80「教師とその他の教育関係者スタンダード 3」も参照のこと)

緊急時に発生する仕事（例えば、子どもや若者のレクリエーション活動の提供など）を活用して、若者、特に学校に通っていない若者たちを、コミュニティにとって重要な活動に携わらせることができる。これによって、彼らが犯罪集団や武装集団などからの悪影響を受けていても、前向きな選択肢を与えることができる。

- 7. 社会監査 (Social Audits)：**社会監査は、地域に根ざした教育プログラムの評価である。社会監査は、人、財政、物資の投入状況を評価するために行われ、さらに必要なものは何か、実際に手に入るものは何かを同定し、特にプログラムの効果をモニターするものである。

社会監査を緊急状況の初期や中期に実施することは必ずしもできないかもしれない。しかしながら、（例えば長期にわたる慢性的な危機あるいは復興の早期過程などの場合に）緊急時がいったん治まれば、社会監査を行うことによって、コミュニティは教育プログラムをさらに効果的にモニターする能力を発達させる機会を与えられる。 P.30「分析スタンダード 4」も参照)

8. **能力形成 (Capacity building)** :コミュニティのメンバーに適正で妥当な研修や指導を与えずに、教育活動を運営、保持するための技術的能力を期待することは現実的ではない。研修プログラムはコミュニティの能力を評価し、研修のニーズとそれらを満たすための方法を見極めるものでなければならない。コミュニティの教育委員会のメンバーの能力形成に加え、教育プログラムには、コミュニティのメンバーによるサポートの質を高め、より持続可能なものにするために、教育プログラムの業務と研修の提供にコミュニティのメンバーが携るべきである。

## 住民参加 スタンダード 2：リソース

現地コミュニティのリソースは教育プログラムの実行および他の学習機会のために、同定され、動員され、活用される。

### 重要な指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- コミュニティ、教育関係者、学習者はコミュニティ内の教育リソースを同定する。（ガイダンスノート1 参照）
- コミュニティのリソースは教育へのアクセスの向上、教育プログラムの保護や質の向上のために動員される。（ガイダンスノート2-3 参照）
- 利害関係者はコミュニティの能力を認めて支援し、教育プログラムは現地の技能や能力を最大限に活用できるよう策定される。（ガイダンスノート4-5 参照）

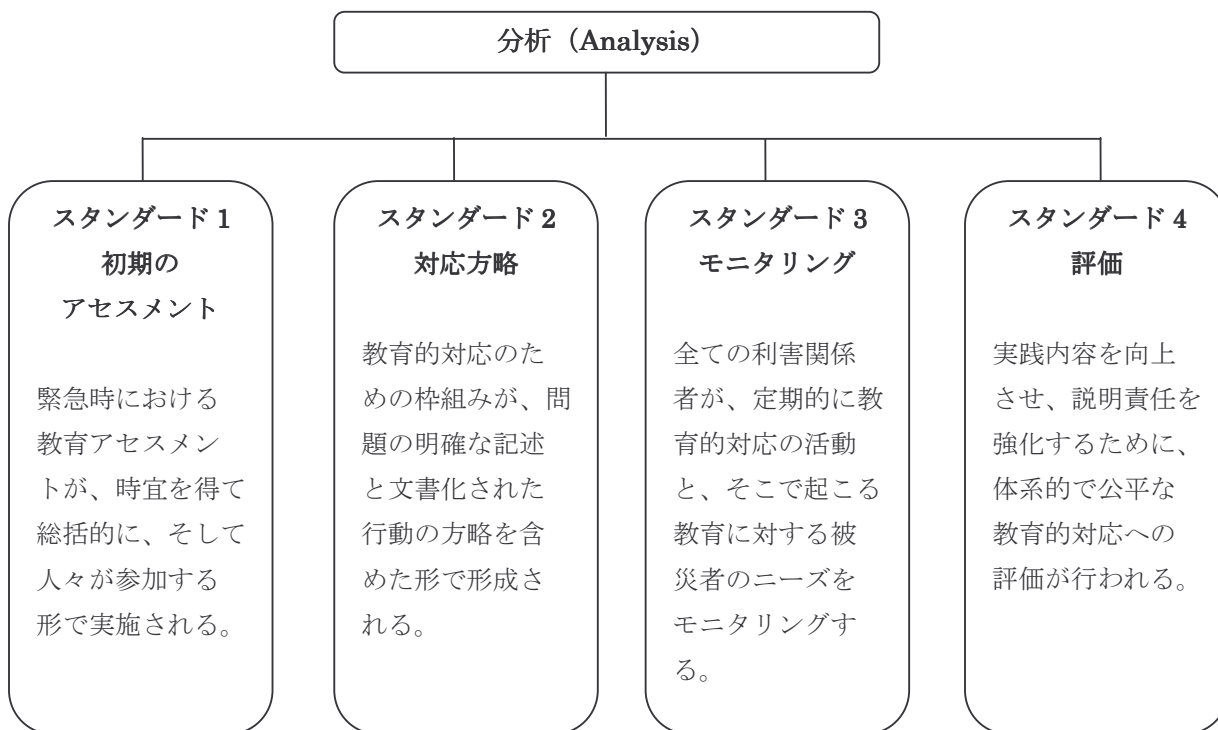
### ガイダンスノート

1. **コミュニティのリソース**：リソースには、コミュニティ内の人的、知的、財政的、物質的リソースが含まれる。リソースの動員は学習環境の質の向上に繋がらなければならない。これには、物理的環境（例えば、学校建設、管理、修理に対する物資および労働力の提供など）および、精神的・情緒的環境（例えば、生徒や教師／ファシリテーターへの心理社会的支援、あるいは保護問題への取り組みなど）が挙げられる。透明性と説明責任を促すため、記録を残さねばならない。 P.52-55 の「アクセスと学習環境スタンダード 2-3」も参照）
2. **アクセスと安全の促進**：社会的に弱い立場にある子どもたちが学校に就学し、継続的に通学できるよう、コミュニティのメンバーが動員され、時間とリソースが注がれるべきである。例えば、女性や若者のグループが、最貧家庭の子どもたちに、きちんとした洋服を提供する取り組み、あるいは、子供が生計を担う家庭に食物を提供する取り組みなどである。女性は教員補助として、女子の学校参加を支援し、嫌がらせを防止し、コミュニティのメンバーは、必要に応じて子どもたちの学校への行き帰りに付き添うことで時間を提供してもよい。 P.52-55 「アクセスと学習環境スタンダード 2-3」を参照）
3. **持続可能性の構築**：コミュニティは、学習環境、リソースの動員と管理、および、持続可能な管理についての役割と責任に関する、より長期の研修を受けなければならない。（例えば、施設のメンテナンス、弱い立場にある生徒

を確実に学校に通学させる特別な方法など)

4. **コミュニティの貢献に対する認識**：援助提供者（ドナー）への報告には、コミュニティの貢献に関する量的・質的な情報を含めるべきである。コミュニティによる大きな貢献が、真剣な取り組みやプログラムの持続可能性を示すことがある。
5. **現地の能力**：介入を行うことによって、危機の中にいる人々の尊厳や希望を強化させるべきである。プログラムは現地の能力に基づいて策定し、現地の人々自身の対処する力を弱めてはいけない。





付記1  
評価の枠組み

付記2  
緊急時の計画立案：状況分析チェックリスト

付記3  
情報収集とニーズアセスメント形式

補遺2：参考文献と情報源ガイド  
「分析 (Analysis)」の章

## 分析 スタンダード 1：初期のアセスメント

緊急時における教育アセスメントが、時宜を得て総括的に、そして人々が参加する形で実施される。

### 重要な指標（ガイダンスノートと併読すること）

- 初期段階の迅速な教育評価が、治安と安全を考慮しながら、できるだけ早く行われる。（ガイダンスノート1-3 参照）
- 主要な利害関係者が、集めなければならないデータの特定、指標の開発・解釈・改善、および、情報の管理と伝達に関わる。（ガイダンスノート4-5 参照）
- 様々なレベルとタイプの教育および全ての被災地における教育ニーズとリソースの包括的な評価が、主要な利害関係者の参加のもとで行われ、定期的に更新される。（ガイダンスノート4 参照）
- 教育は、政治・社会・経済・治安状況；人口統計；入手可能なリソースに関するデータを集め、被災した住民に求められるサービスを見極めるための部門横断的な評価の一つである。（ガイダンスノート6 参照）
- アセスメントでは、脅威、脆弱性、能力に関する構造的リスクアセスメント法（Structured Risk Assessment）を使い、学習者保護に対する既存および潜在的な脅威を分析する。（ガイダンスノート7 参照）
- 学習と教育に対する現地の能力、リソースおよび方略の緊急時以前と緊急後の状況を把握する。
- アセスメントを行うことによって、教育の目的や妥当性、優先されるべき教育ニーズと活動に対する現地の人々の認識を特定する。
- アセスメントによって得た情報を共有し、教育データを保存するためのシステムが確立される。（ガイダンスノート8 参照）

### ガイダンスノート

1. **評価を行うタイミング**：評価実施のタイミングは、アセスメントを行うチームと被災者の治安と安全を考慮して決定すべきである。アクセスが限られている場合は、二次的資料や現地のリーダーやコミュニティのネットワークなど、代替的方略を見つけなければならない。アクセスが十分に確保できる場合は、最初のアセスメントを改善し、さらに広範な集積データや情報に基づいたものにすべきである。アセスメントは、モニタリングと評価のデータ、プログラムの成果と制約に関する検討、そして対応できていないニーズの情報などに基づき、定期的に（少なくとも3ヶ月ごとに）更新されなければならない。

2. **アセスメントデータと情報の収集**；アセスメントのデータや情報の収集は、教育的ニーズ、能力、リソースおよび格差を理解するために計画され、実施される。すべてのタイプの教育や場所を網羅した全体的評価は、できるだけ早い時期に行なわれるべきであるが、迅速な行動ために必要な部分的アセスメントを早急に行うことを妨げてはいけない。多くの訪問者が訪れてスタッフの緊急支援活動の妨げにならぬよう、複数の教育支援提供者の現地訪問を調整する必要がある。

質的・量的アセスメントの方法は国際基準、EFA の目標および権利を基本としたガイドラインに即していなければならない。これによって、世界的な取り組みと現地のコミュニティが結びつき、地域レベルから世界的な枠組や指標へと繋がるのである。データ収集の書式は、機関間でプロジェクトのとりまとめを行い、情報提供者への質問を最小限にするため、国内的に統一されるべきである。用紙には、現地あるいはコミュニティの回答者が重要だと思う情報を、追加で記入する欄を設ける。

人道活動におけるデータ収集は、どのような形で行うにしても、倫理的配慮が非常に重要である。情報を集めることは、モニタリング、アセスメント、あるいは調査を含むいかなる目的でも、人々を危険にさらす可能性がある。それは、集めた情報の機密性が高いからだけでなく、データ収集に協力するだけで回答者が狙われたり危険にさらされるからである。基本的な原則、すなわち、尊重すること、害を与えないこと、差別しないことを念頭に置き、情報収集担当者は回答者を守り、回答者に権利を知らせる責任がある。”Making Protection A Priority: A Guidebook for Incorporating Protection into Data Collection in Humanitarian Assistance（保護を第一に考える：人道支援活動におけるデータ収集で保護を考えるためのガイドブック）”のサイトへのリンクは補遺 2 の「分析」を参照のこと。

3. **分析の方法**：先入観を最小限にするために、結論を出す前の分析中に、複数の情報によってデータの「トライアングュレート (Triangulate)」を行うべきである。「トライアングュレーション(Triangulation)」とは、データを集め分析することによって、重なりあっているものの異なる現象面について検討し理解を深め、それによって質的データの有効性を確実にする、様々な方法を混合したアプローチの手法である。人道的支援が外部の人々の考えや、優先事項のみに対応しないように、分析には現地の人々の考えも含める。

4. **含めるべき利害関係者**：利害関係者にはできるだけ多くの被災者を含めるべきである。初期のアセスメントでは、データや情報の収集、分析、および、情報の管理や伝達活動への利害関係者の参加は、状況によっては限られるかもしれないが、活動後期のアセスメント、モニタリング、評価には、より多くの人が関わらなければならない。
5. **アセスメントの結果**：アセスメントの結果はできるだけ早く知らせ、活動計画をたてられるようにするべきである。教育のニーズとリソースを明確にするような（例えば、政府機関、NGO、人道援助コミュニティの専門機関、現地コミュニティなどによる）危機前のデータと危機後のアセスメント結果は、活動者全員が簡単に入手できなければならない。これは活動者が緊急時に現地に行けない場合は特に役に立つ。
6. **一般的な緊急時のアセスメント**：一般的な緊急時のアセスメントの場合には、教育および子どもの保護に関するニーズやリソースのデータを集めるため、緊急支援チームに教育あるいは子どもの保護の専門家を加えるべきである。各機関はこれらの活動を実施するために、リソースの確保を約束し、人員、組織能力を高めなければならない。
7. **リスク分析**：教育が保護要因および／あるいは危険要因となる可能性がある限り、子どもおよび若者の健康と安全に影響する可能性のある状況を、あらゆる側面から考えることが重要である。アセスメントにはリスクのリストあるいは表（リスク・マトリクス）を含めなければならない。それは、様々な年齢層の人々や弱者のために、自然災害や環境の脅威、地雷あるいは不発弾、建築物やその他の基幹設備の安全性、子どもの保護と安全、精神的・身体的健康への脅威、教師の資格、就学とカリキュラムに関する問題、および、その他の関連情報などの要因に関連するリスクを文書化したものでなければならない。（リスク・マトリクスのサンプルは、MSEEのCD-ROMを参照）

自然災害あるいは人為災害が発生している間の緊急事態に関連する、予防、緩和、および活動（準備、対応、復興、復旧など）に必要なリスク管理戦略がアセスメントの中で示されていないなければならない。これによって、各教育機関は、非常事態を予防し対応できるような、学校の不測事態や安全に関する計画を立てることが求められる場合がある。必要であれば、各教育機関は発生の可能性のある危険を示し、脆弱な部分に影響する要因を明確にしたリ

スクマッパを準備すべきである。

8. **アセスメントの結果の共有**：関係当局が地方レベル、あるいは国家レベルでアセスメントの結果を調整すべきである。もしこれを行う適格な管轄官庁あるいは機関がない場合は、国連人道問題調整事務所（OCHA）などの国際機関の活動者が、情報のとりまとめや共有のためのシステムの指揮をとるよう任命されなくてはならない。アセスメント結果の共有によって、利害関係者全員が使える統計的枠組みおよびデータ出力の迅速な導入が行なわれる。

## 分析 スタンダード 2：対応方略

問題点の明確な把握と詳細な行動ための方略を含む教育的対応の枠組みの開発。

### 重要な指標（ガイダンスノートと併読）

- 基礎データがプログラムの開始時に体系的に集められる。
- 緊急時の教育的対応方略に、全体的なデータの明確な理解が反映される。（ガイダンスノート 1-2 参照）
- 子ども、若者、コミュニティ全体に対する教育的対応の影響をモニターするために、有効な基準や指標が決められる。
- 初期のアセスメントで集められた情報は新しいデータで更新され、それらは実施中のプログラムに知らされる。（ガイダンスノート3 参照）
- 教育的対応方略では、弱者あるいは特別な教育を必要とする者を含む、全ての子どもと若者の安全と福祉（well-being）を優先する。
- 教育的対応方略では、包括的で質の高い教育に対する被災者ニーズを順次満たし、国の教育プログラム強化を助ける。（ガイダンスノート4-6 参照）

### ガイダンスノート

1. **対応への計画案**：計画案は主要な活動に対して確実に予算が計上されており、このミニマム・スタンダードを充たすのに十分な資金のあるものでなくてはならない。この計画案は、アセスメントの対象となる様々なレベルやタイプの教育ニーズの範囲の判断、未対応のニーズにたいして他の機関が取り組んでいるかどうか、また、どのような教育活動がどこで必要かを示すものである。教育に対する実際の要望が予測したよりも大きければ、その対して柔軟に対応すべきである。緊急時の教育関連費支出（例えば、報酬や設備費）にレベルやタイプを設ける場合は、各機関の持続可能性と調和を促進する必

要がある。

2. **データ収集と分析のための能力形成**：計画案にはスタッフ、特に国から派遣されたスタッフが基礎データの収集と分析をし、モニタリングと評価業務を行うための能力形成を含めるべきである。これらは計画立案時に部分的にしかなら考慮されない場合が多い。
3. **方略の更新**：対応への計画案は、緊急時および復興早期には、最低でも三ヶ月ごとに見直され、更新されなければならない。計画案には現在までの成果、緊急状況の変化、対応できていないニーズに対する現段階の予測等を考慮しなくてはならない。可能な場合には、目標を質と対応範囲に関するより進んだ段階、あるいは、より長期的な持続可能性にするべきである。
4. **援助提供者の対応**：援助提供者（ドナー）は、社会的弱者である学習者の就学と通学の継続を含め、緊急の教育的対応の質と範囲の両方を定期的に見直すべきである。また、どの被災地でも教育の機会が得られるようにしなければならない。難民あるいは国内避難民を受け入れている地域の人々の教育がミニマム・スタンダードを満たすよう、資金が提供されなければならない。  
（P.48の「アクセスと学習環境スタンダード1」、P.50-51の「アクセスと学習環境ガイダンスノート8」も参照）
5. **国家プログラムの強化**：特に、避難民でない人々に対する緊急の教育的対応や、復興期における緊急の教育的対応は、国および地域の教育計画、管理、運営と現役教師の研修とサポートなどの国家教育プログラムと協調し、強化するよう計画されるべきである。
6. **各機関の使命（マנדート）の克服**：限られた使命（例えば、子どもあるいは難民や帰還した難民に限定した使命）を持つ援助機関は、教育に対する全てのニーズが満たされるように、自分たちの教育的対応をより幅広い使命をもつ政府や各機関の教育的対応と調和させる必要がある。各被災地に対する教育方略は、中等、高等教育、職業教育、教員養成研修、適切な代替教育などの若者向けのニーズと同様に幼児期の発達に関するニーズにも対応しなくてはならない。帰還民を受け入れる地域の教育開発の方略には、介入の期間が限定されている人道支援機関によって開発されたプログラムを、長期間にわたって実施する対策も含める必要がある（例：難民の帰還および社会への初期の再統合のサポート）。



## 分析 スタンダード 3：モニタリング

全ての利害関係者が、定期的に教育的対応の活動と、そこで起こる教育に対する被災民のニーズをモニタリングする。

### 重要な指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 緊急時の状況や介入に対する継続的なモニタリングのシステムが適切に存在し、機能している。（ガイダンスノート1-2 参照）
- 全ての被災者グループの女性、男性、若者、子どもが、定期的に協議をしており、モニタリング活動に関わっている。（ガイダンスノート2 参照）
- 教育データは、基本情報の収集から始まり、その後の変化や傾向を追跡しながら、体系的、定期的に集められる。（ガイダンスノート3-4 参照）
- データの信頼性と、分析結果の実証性と信憑性を確保するために、データ収集に係る人材はデータ収集の方法論と分析の研修を受ける。（ガイダンスノート5 参照）
- 教育データが、あらかじめ決められた一定の間隔で分析され、利害関係者に示される。（ガイダンスノート3 参照）
- 新たな傾向を反映させ、情報に基づいて意思決定が可能になるように、モニタリングシステムとデータベースはフィードバックに基づいて定期的に更新される。
- 変化、新たな傾向、ニーズ、およびリソースを特定するデータが、定期的に教育プログラムの管理者に提供される。
- モニタリングの結果、必要に応じてプログラムの調整が行われる。

### ガイダンスノート

1. **モニタリング**：モニタリングは、妥当で反応性がよく、改善の可能性を考慮したものにするために、人々の教育ニーズの変化を反映していなくてはならないが、同様に、彼らのニーズに見合っているプログラムを拡大するものでなくてはならない。全てのデータを同じ頻度で集める必要はない。それゆえにモニタリングの計画には、特定の種類のデータを必要性に応じてどれぐらいの頻度で集めるべきか、および、データ収集と処理によって消費されるリソースの量を決めることも含まれる。学校や他の教育プログラムからサンプルとして様々なタイプの情報を集めることができ、それによって、ニーズと課題（例えば就学、中途退学、生徒が学校に行く前に食事をとっているか、教科書の数、利用可能な教師用および学習者用教材の数に関するデータなど）が即座に示される。学校に通わない子どもたち、その子どもたちが学校



に入学しないあるいは不登校の理由のモニタリングも、特定の場所の少数のサンプル家庭を訪問したり、コミュニティグループに会うことによって実施可能である。

2. **モニタリングに関わる人材**：文化的に受け入れられる方法で、すべての被災者のグループから情報を集めることができる人を含めるべきであり、特にジェンダーや言語スキルの面で考慮すべきである。現地の文化的慣習によっては、女性や少数グループからは文化的に受け入れられる人が別個に情報を得る必要がある。
3. **教育情報管理システム (EMIS)** EMIS は緊急事態が発生すると機能しなくなる場合がある。基本的なデータ収集と簡単な加工処理は、行政機関に対する機関相互の協力と支援を通して、優先的に再開されるべきである。国の EMIS の開発あるいは復旧には、入手可能な情報の開発、収集、管理、解釈、適用、伝播のために、国、県、地域レベルの能力形成とリソースが必要である。このような行動は、復興早期まで機能するモニタリングシステムを目的として、緊急時には、できるだけ早く EMIS が開始される必要がある。

EMIS に必要不可欠なのは互換性のあるソフトウェアである。国そして県レベルの教育局や他の教育サブセクター（例えば国の研修機関など）は、情報交換を容易にする互換性のあるデータベースを作成するための、補完的ソフトウェアをもつべきである。

4. **学習者のモニタリング**：学習者のモニタリングは、学習者がコースを終了あるいは離れた後、いつでも可能な時期に行われるべきである。モニタリングには識字力と計算力の保持、識字能力を得た後の読物の入手可能性などが入る。職業教育に関しては、モニタリングを実施することにより、教育を受けた人々が就業の機会を得ているか、習得した技能を活用しているか等を追跡調査のみならず、就職斡旋スタッフによるフォローアップによって実施できる。プログラム終了後にモニタリングを行うことによって、プログラム策定に関する貴重なフィードバックが得られる。R72「教授と学習スタンダード4」も参照)
5. **データの有効性**：全ての分析結果には、1) 指標の定義、2) データの入手元、3) データ収集の方法、4) データ収集者、および 5) データ分析の方法、などを示す文書がなければならない。データの管理、収集、または分析を行っ

ている間に異常があった場合は、それも示されていなければならない。回答者が、リソースの分配を最大限に受けようとしたり（就学者数や出席者数がかさ上げされるなど）、あるいは非難を避けようとして、データを歪曲する場合もある。スタッフ研修にはデータの正当性を向上させるために抜き打ち訪問でモニタリングを行うという方法を加えるべきであろう。

## 分析 スタンダード 4：評価

実施内容を向上させ、説明責任を強化するために、体系的で公平な教育的対応への評価。

### 重要な指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 政策、プログラム、実施の結果に関する評価は、適切な間隔で、全体的な計画の方略、特定の教育的子どもの保護、そしてミニマム・スタンダードに対して行われる。（ガイダンスノート 1 参照）
- 実施に関する予期せぬ影響に関する情報。
- 被災者や他のカテゴリーを担当するパートナーを含む全ての利害関係者から、透明性のある公平な方法で情報が集められる。
- 社会に取り残されたグループ、コミュニティの教育委員会、国および地方の教育担当官、教師および学習者を含む、全ての利害関係者が評価活動に関わる。（ガイダンスノート 2 参照）
- 教訓や優れた実践が、より広く国家や現地コミュニティ、人道支援コミュニティなどで共有される。そしてそれは、国および国際的な教育目標を達成するために、緊急後の啓発活動（post-emergency advocacy）、プログラム、政策に生かされる。（ガイダンスノート 3 参照）

### ガイダンスノート

1. **評価**：評価を行う際には、全体像を描くために、質的、量的データの両方を集めなければならない。質的データは、背景・周辺的な情報を得たり、集められた統計データを説明することにも役立つ。質的データはインタビュー、観察、記述文書などから集めることができる。一方、量的データは、調査や質問表から集めることができる。

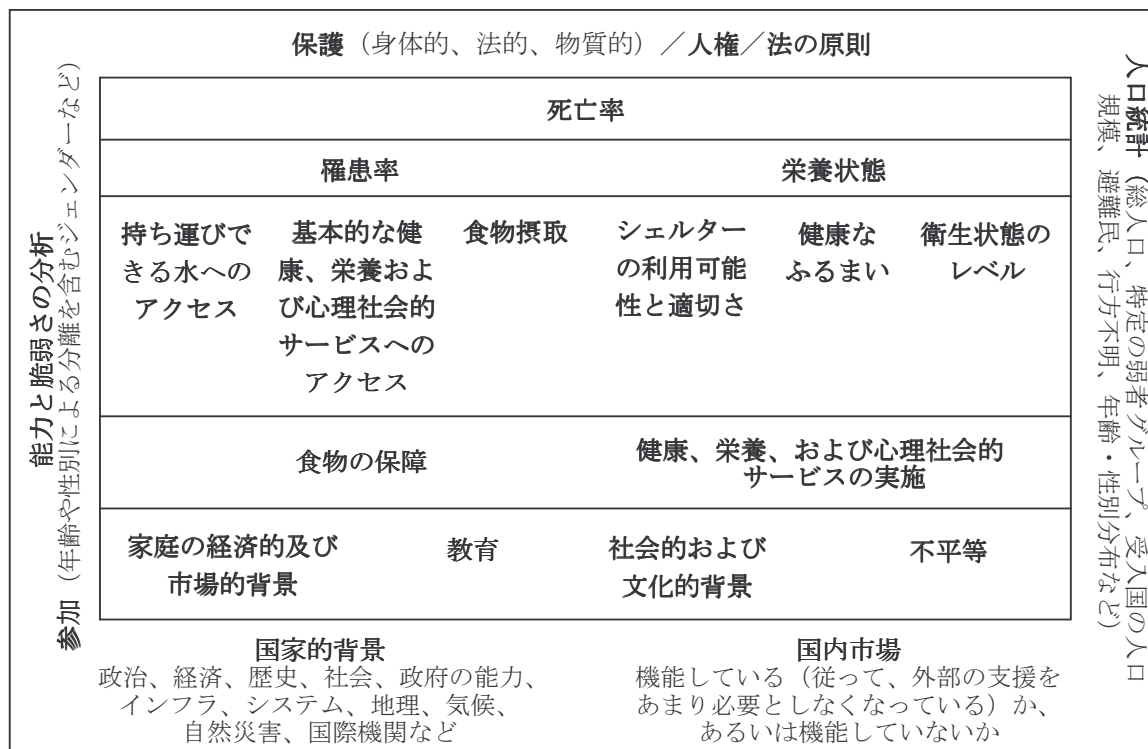
評価によって次の事項に対する包括的な査定が可能にならなければならない。人的・物質的・財政的な投入、学習者のアクセス・継続・統合（インクルージョン）・保護、教育と学習のプロセス、学習の認定と認可、現職教師

の研修、学習と雇用の機会拡大など個々の学習者に対する影響、そしてさらに大きなコミュニティへの影響などである。

- 2. 評価を通しての能力形成：**評価予算には、評価の概念を取り入れ、参加型の評価の枠組みと手順をつくり、共に評価結果を見直し解釈するための利害関係者のワークショップの費用を含めなければならない。教育プログラムのスタッフを関与させることは評価プロセスの観点から特に有益である。これによって、スタッフが後に得る「オーナーシップ」や提言の実践に対する概念的基礎を発展させるのに役立つ。教師やその他の教育関係者などのプロジェクトの受益者もまた、彼らが直面する実践の難しさや、特定の計画案がなされた結果、直面するかもしれない困難を指摘することができる。
- 3. 調査結果の共有および教訓：**評価者は、報告書を一般に公開してもよい第1部と、それほど多くの人に共有されない機密事項または内部的な事項を内容とする第2部に分けて構成しなければならない。

全てのカテゴリーに共通するミニマム・スタンダード：付記

付記1：アセスメントの枠組



「アセスメントの枠組」は、特定の人々のニーズを共通に理解するために、協議と分析の基礎として使われる。この分析は証拠と判断を組み合わせて行われる。「アセスメントの枠組」は、ニーズそのものではなく、考慮に値する懸念事項のカテゴリーから成る。枠組みは、カテゴリー間の因果関係を示しているが、明確にはこれに言及しておらず、アセスメントチームを助けるためにはさらにツールを精巧にする必要がある。そのようなツールが開発されるまでは、チームは因果関係の説明方法を選ぶかもしれない。枠組みは、危機に対する優先的な人道的対応を計画するために、情報を共有し、より一貫性と透明性のある基盤を提供する。枠組の各階層に反映される懸案事項には序列があるが、それによって優先すべき対応が示されるわけではない。枠組をみれば、様々なカテゴリーが相互依存的であり、そのように考えるべきだということがわかる。枠組の各カテゴリーは個々に評価されるべきであり（例えば教育）、且つ、（例えば枠組の中の他のカテゴリーの教育における状況の影響など）統合的な評価の一部としても評価されるべきである。保護／人権／法の原則は最も重要な問題であり、個別に取り組み、主流化する必要がある。アセスメントは地理的なグループあるいは人口的なグループのいずれかのグループから開始する。

注：「アセスメントの枠組」は人道機関間常任委員会（IASC）の統一アピール過程

(CAP:Consolidated Appeals Process) 下位作業部会によって開発され、ドナー、国連機関、国際赤十字、NGOなどが参加して2004年1月25日に開催されたワークショップで精緻化された。

## 付記2：緊急時の計画 状況分析チェックリスト

プログラムを計画し、実施するために知り、理解をしておく必要がある要因、問題、人、および機関

### 1. 基礎アセスメント

- ベースライン・スタディにどのようなデータが必要か
- 実施計画にどのようなデータが必要か。それに対して何が入手可能か。例：学校の位置（数、場所）、予測される生徒の数、教師の数など
- プログラムを開始する前に基礎データを集める機会があるか。

### 2. 状況の性質

- 状況の性質はどのようなものか。（遅発型か突発型か）
- 特に弱い立場にある、あるいは緊急状況の影響を受けている（文化、年齢、ジェンダーなど）グループはあるか。

### 3. 状況の安定性

- （短期的／中期的）状況は安定しているか。あるいはまだ変化しているか。
- 他に予測可能な有事（新たな緊急事態あるいは現在の緊急状況の大きな変化）はあるか。
- 突然および／あるいは大きな変化をもたらすと考えられる要因は何か。

### 4. 現在の教育システム

#### 教育システム

- 機能している教育システムはあるか。
- 対象集団に、機能しているシステムが2つ以上あるか。
- 現在の緊急状況が、現行教育システムにどのような影響を与えているか。
- 校舎や設備（炊事場、公衆衛生施設、倉庫など）に不足はないか、あるいは破壊されていないか。
- 現在の学習環境（スペース、物品、教室、スタッフなど）の状態はどうか。
- 男子と女子、あるいは、別の地域や民族出身の子どもにとって、状況は同じか。

- 子どもたちは就学し定期的に学校に通っているか。もしそうでなければその理由は何か。
- 学校にいる間、子供たちは空腹に苦しんでいないか。（例えば、朝食を食べていない、遠くから通学している、慢性的栄養障害である、など）
- 子どもたちは特定の微量栄養素欠乏症にかかっているか。どの栄養素が足りないか。

### カリキュラムと指導

- 共通のカリキュラムはあるか
- 共通の教授言語（1つあるいは複数の言語）はあるか。
- エイズ教育を行い、かつ／または学んでいる教師はいるか。
- 教師の研修や再研修は必要か。
- （復員した（児童）兵士、学校に通っていない子どもたち、および／またはその他の特に恵まれないグループに対する）ノンフォーマル教育や技能訓練プログラムが必要か。

## 5. 重要な利害関係者

### 重要な利害関係者を特定する

- 誰が何をしているのか。
- 誰が何に責任をもつのか。
- 誰が何を計画しているのか。
- 誰がどのリソースに責任をもつのか。
- 誰が何の決定に責任をもつのか。
- 他の国際機関
- NGO（国際および地元の）
- 政府：
  - 中央および地方政府の現状はどうか(妥当なものか、暫定的なものか)。
  - 誰が教育を管理するのか。
- 学校（教師、校長、PTA）
- コミュニティ（リーダー、年長者、宗教団体、女性団体、医療従事者、あるいは他のコミュニティグループなど）
- 家族
  - 主要な家族構成は。
  - 緊急事態は家族構成に影響したか。
  - 誰が子ども（特に女子）の教育への参加を決定するのか。

## 6. 入手可能なリソース

教育のためのリソース（4の「現在の教育システム」も参照）

- 安全な学習スペースはあるか。
- 使用可能な学校施設は全て機能しているか。
- 学校を日々運営するための十分な数の教師と学校職員がいるか。

## 食糧支援のためのリソース

- 食糧配布の緊急度はどうか。
- どのような人が食糧の準備をすることができるか。
- 食糧の準備のためにどのような施設があるのか。（学校の炊事場、保管庫、料理や食事用の器具、調理用の燃料、水の供給元など）
- 設備を設置することは可能か。
- 輸送、配達、保管のインフラは整っているか。
- どのような食糧品が入手可能になるのか。どこで、そしていかに早く食糧品を手に入れ、配給場所に運べるのか。
- 補足／拡充すべき学校の健康プログラムはあるか。
- 現在、援助提供者（ドナー）の関わりはあるか。
- プログラムを一緒に実行できる可能性のあるパートナーはいるか。

## 7. 現在そして潜在的な制約

### 安全

- 安全な学習スペースはあるか。
- 子ども、教師、救援活動従事者にとって学習の場へのアクセスは安全か。
- 食糧の準備および／あるいは配給のための安全な場所はあるか。
- 食糧の輸送と配達は安全か。
- 食糧は安全に保管されているか。

### ジェンダー／民族的制約

- 女性あるいは男性に対する特定の制約／問題はあるか。
- 様々な（民族的、地理的）グループに関係する特定の制約や問題はあるか。

### 正当性

- 活動の計画および実行のための明確な政府のパートナーがいるか。
- 教育活動の構築と援助に政治あるいは現地のリーダーシップをもつ権力者の支援があるか。もしなければ、それはなぜか。
- その支援なしに活動を進めることにリスクはあるか。



- その支援なしに活動を行うことは正当化されているか。
- 協力関係を構築できるか。
- プログラムは支援を強化する、かつ／あるいは得られるよう策定されているか。

### 付記 3：情報収集およびニーズアセスメント

#### 質問表

場所： \_\_\_\_\_

緊急状況の性質： \_\_\_\_\_

主な問題： \_\_\_\_\_

#### 学校は機能しているか

はい/いいえ	場 所	通学している子どもの数	
		女子	男子
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____

#### 1. 問題の主な理由および/あるいはその状況

- 学校の建物が破壊されている
- 学校構内の水が安全でない/使えない
- 子どもが学校に毎日来れない/不通学
- 教具や教材がない
- 家族が学校の教材を買えない
- 教師が学校を辞めた、あるいは怖がっている
- 教師の代行となる教育を受けた成人が不足
- 無給だと、教師が働かない
- 通勤・通学が危険である
- 教師が軍隊に入隊している
- トラウマを持った子どもがいる
- 障害をもった子どもがいる
- 子どもが軍隊に入隊している

#### 2. 子どもの数

	合計	女子	男子
子どもの数	_____	_____	_____
0-5 歳	_____ %	_____ %	_____ %
6-13 歳	_____ %	_____ %	_____ %
14-18 歳	_____ %	_____ %	_____ %

住民	_____ %	_____ %	_____ %
非定住民	_____ %	_____ %	_____ %

### 3. 緊急状況以前との比較

	<u>合計</u>			<u>女子</u>			<u>男子</u>		
子どもの数	減少	同数	増加	減少	同数	増加	減少	同数	増加
0-5歳	減少	同数	増加	減少	同数	増加	減少	同数	増加
6-13歳	減少	同数	増加	減少	同数	増加	減少	同数	増加
14-18歳	減少	同数	増加	減少	同数	増加	減少	同数	増加
住民	減少	同数	増加	減少	同数	増加	減少	同数	増加
非定住民	減少	同数	増加	減少	同数	増加	減少	同数	増加

ジェンダー間に大きな差異がある場合は、その内容。

民族グループの存在など、他に取り組むべき重要な問題があるか。

### 4. 子どもたちの教育レベル。

	<u>幼児教育</u>	<u>初等教育</u>	<u>中等教育</u> (青年期初期)
対象年齢層人口に対する 修了者の割合(%)	_____	_____	_____

### 5. 子どもたちが使用する言語。

	<u>母国語</u>	<u>話す</u> □	<u>書く</u> □
現地語 (言語名)	_____	□	□
	_____	□	□
	_____	□	□
その他 (言語名)	_____	□	□
	_____	□	□
	_____	□	□

6a. コミュニティの建物（例えば、学校、健康管理センター、教会など）が示された地域の地図を所有しているか。

6b. もし 6a の答えが「いいえ」の場合、そのような地図は入手可能か。

6c. もし 6b の答えが「いいえ」の場合、その情報をいかに入手するか。

7. どのような場所で授業を行うことが可能か。

	<input type="checkbox"/>	<u>収容可能な子どもの数</u>
学校／教室	<input type="checkbox"/>	_____
復興センター	<input type="checkbox"/>	_____
シェルター	<input type="checkbox"/>	_____
屋外（陰／樹木などあり）	<input type="checkbox"/>	_____
家	<input type="checkbox"/>	_____
宗教的建物	<input type="checkbox"/>	_____
診療所	<input type="checkbox"/>	_____
その他（詳細に）	<input type="checkbox"/>	_____

8. 次の設備を簡単に使うことができるか。

	現場にある <input type="checkbox"/>	離れた場所にある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
		(距離m)	
水源（詳細に）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
洗面所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
シャワー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
トイレ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
医療施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
障害者用施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
電気	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

9. 子どもの通学距離。

	<b>0-25%</b>	<b>26-50%</b>	<b>51-75%</b>	<b>76-100%</b>
(メートルで)	(通学している子どもの数全体に対する割合)			
500 メートル以下	_____	_____	_____	_____
500 メートル～1000 メートル	_____	_____	_____	_____
1000 メートルより遠い	_____	_____	_____	_____
(マイルで)				

1/2 マイル以下	_____	_____	_____	_____
1/2 マイル～1 マイル	_____	_____	_____	_____
1 マイルより遠い	_____	_____	_____	_____

10. 子どもたちは家庭の雑用あるいは他の仕事を行っていますか。

	<u>女子</u>	<u>男子</u>
割合 (%)	_____	_____
1 日あたりの時間	_____	_____
主に午前あるいは午後	_____	_____

11. 学習教材はどれぐらいの数を入手できますか。また必要数はどれぐらいですか。

(子ども 1 人あたり)	<u>入手可能数</u>	<u>必要数</u>
教科書	_____	_____
教科 1	_____	_____
教科 2	_____	_____
教科 3	_____	_____
(ノート代わりの)板	_____	_____
チョーク	_____	_____
(字を消すための)スポンジ	_____	_____
練習帳	_____	_____
ペン／鉛筆	_____	_____
消しゴム	_____	_____
色鉛筆	_____	_____
その他 (詳細に)	_____	_____

12. 教師用の教材はどれぐらいの数が入手可能ですか。また必要数はどれぐらいですか。

(1 クラスあたり)	<u>入手可能数</u>	<u>必要数</u>
ガイド／マニュアル	_____	_____
記録簿	_____	_____
黒板	_____	_____
チョーク箱	_____	_____
壁掛の図／地図	_____	_____
ペン／鉛筆	_____	_____
文房具	_____	_____

その他（詳細に）  
レクリエーション用具

_____	_____
_____	_____

13. 誰が子どもに教えることができますか。あるいは教える可能性がありますか。

	数	女性(%)	男性(%)
研修を受けた教師	_____	_____	_____
補助教員	_____	_____	_____
他の分野の専門家 (例：医師／医療補助員)	_____	_____	_____
年長の子ども	_____	_____	_____
コミュニティの人々	_____	_____	_____
NGO のメンバー	_____	_____	_____
ボランティア	_____	_____	_____
その他 (詳細に)	_____	_____	_____

14. どのような人 (大人) が教師をサポートすることができますか。

	数	女性(%)	男性(%)	教育レベル／資格
補助教員	_____	_____	_____	_____
他の分野の専門家 (例：医師／医療補助員)	_____	_____	_____	_____
年長の子ども	_____	_____	_____	_____
コミュニティの人々	_____	_____	_____	_____
NGO のメンバー	_____	_____	_____	_____
ボランティア	_____	_____	_____	_____
その他 (詳細に)	_____	_____	_____	_____

15. 子どもに同行者がいますか。

	子どもの数に対する割合 (%)
家族全員	_____
少なくとも親 1 人	_____
年長の兄弟・姉妹	_____
その他の家族	_____
ボランティア	_____
誰もいない	_____



16. 家長は誰ですか。

子どもの数に対する割合 (%)

母親 \_\_\_\_\_  
父親 \_\_\_\_\_  
それ以外の大人 (詳細に) \_\_\_\_\_  
他の子ども (姉) \_\_\_\_\_  
他の子ども (兄) \_\_\_\_\_  
その他 (詳細に) \_\_\_\_\_

17. 子どもの家庭の収入の糧は何ですか。

(%)

農民 \_\_\_\_\_  
職人 \_\_\_\_\_  
遊牧民 \_\_\_\_\_  
牧牛者 \_\_\_\_\_  
その他 (詳細に) \_\_\_\_\_

18. 子どもたちに特に送るメッセージはありますか。

衛生に関するメッセージ \_\_\_\_\_

健康に関するメッセージ \_\_\_\_\_

地雷など潜在的危険に関するメッセージ \_\_\_\_\_

生活技能に関して (詳細に) \_\_\_\_\_

その他 (詳細に) \_\_\_\_\_

19. 被災したコミュニティで機能している中心的機関 (いくつか名称を挙げて  
ください)

コミュニティの委員会	一般的	ほぼ一般的	稀	ない
1 _____	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 _____	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
教育省関係	一般的	ほぼ一般的	稀	ない

1 _____	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 _____	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
教員研修機関	一般的	ほぼ一般的	稀	ない
1 _____	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 _____	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
教育関係の国内 NGO	一般的	ほぼ一般的	稀	ない
1 _____	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 _____	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
教育関係の国際 NGO	一般的	ほぼ一般的	稀	ない
1 _____	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 _____	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
国連機関	一般的	ほぼ一般的	稀	ない
1 _____	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 _____	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他（詳しく）	一般的	ほぼ一般的	稀	ない
1 _____	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 _____	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

出典：国連児童基金（UNICEF）

## 第2章 アクセスと学習環境

### はじめに

危機的状況下では、生きるための権利であり資源である教育へのアクセスは極めて限られたものである。しかしながら、教育は、被災した人々が、生きるために必要となる追加的な知識や技能を獲得して、こうした状況に立ち向かい、さらにかつての自分たちの生活を取り戻すことを助けるために不可欠な役割を果たすことができるのである。同時に、緊急時において、教育活動を組織化することはしばしば非常に複雑であり、特に、社会的弱者は提供されるべき教育を受けられないという危険性をはらんでいる。政府、コミュニティ、人道支援組織は、全ての個人が適切で良質な教育の機会にアクセスすることを確実にして、安全な学習環境を確保し、学習者の保護、精神的・情緒的・身体的な健康を促進する責任を負っている。

緊急教育プログラムは、子どもや若者などの学習者や教育者に対し、身体的、社会的、認知的な保護を与えるのである。しかしながら学習者は、学校への登下校の際、また、学校施設内にいる時に、身体的・心理的な危険と常に隣合わせにある。こうした問題の被害者は、圧倒的に女子や女性教師であることが多い。教育支援を行う際には、学習環境そのものと同様に、登下校時や学校施設内における学習者の安全確保を保障する責任がある。

公教育からノンフォーマル教育まで幅広く機会が用意されなければならない。緊急状況の初期に、即時に公教育を行うことが可能でないならば、以下のような活動を用意する必要がある。それは、スポーツや遊戯などのレクリエーション活動、ノンフォーマル教育活動、（必要な場合）年長の子どもが学習の遅れを取り戻すためのプログラム、若者が中心的な（あるいは核となる）学習技能を維持、向上する機会、基礎教育を受けていない、もしくは、修了していない子どもや、若者、成人のための代替的なノンフォーマル教育や技能訓練などである。

緊急状況下では、ある集団や個人は教育の機会を得ることが非常に困難になる。しかし、何人も、差別によって、教育や学習機会を奪われることがあってはならない。教育を提供する者は、身体障害者や思春期の少女、戦闘部隊に関わっていた子ども（CAFF）、誘拐された子ども、十代の母親などの社会的弱者等における特別なニーズを見極める必要がある。そうすることで、初めて、彼

らが教育機会の恩恵を受けることが保障される。教育分野での活動に関しては、公教育およびノンフォーマル教育のサービスを実施することだけではなく、差別や学費、言葉の壁など、ある集団が排斥されるような障害に対処することも重視する必要がある。特に、公教育、ノンフォーマル教育、職業教育の如何を問わず、これまで教育を受けることができなかった、もしくは教育を続ける事が困難な状況にある少女や女性のニーズに応じるために、追加的な機会が必要である。

### **全てのカテゴリーに共通するスタンダードとの連携**

教育に関する対応を展開、実行するプロセスは、効果の程度を決める極めて重要なものである。この章は、コミュニティの参加から、地元のリソース、初期アセスメント、計画案、モニタリング、および、評価まで含む全てのカテゴリーに共通のスタンダードと共に活用されなければならない。特に、弱者を含む被災民の参加は、適切さと質を確かなものにする上で、最大限、重視されなければならない。

**ミニマム・スタンダード：**これは質的なもので、教育を提供する上で達成すべき最低限のレベルを明記している。

**重要な指標：**これは基準が達成されたかどうかを示す「合図」である。この指標は、プログラムの与えた影響または結果、および、実行されたプロセスまたは方法について、評価し伝える手段である。

**ガイダンスノート：**ここには、さまざまな状況でいつ基準や指標を適用すべきか、また実際の困難に対処するための手引きや優先事項に関するアドバイスをいつ適用すべきかについての具体的ポイントが書かれている。また、基準や指標に関する極めて重要な問題や、ジレンマや矛盾、現在の知識に対して不足している部分についても記されている。補遺 2 には、この章に関連する一般的問題と技術的問題の情報源を示す精選された参照リストが含まれる。

## アクセスと学習環境

### スタンダード1 平等なアクセス

何人も良質で適切な教育機会を得られる。

### スタンダード2 保護と健康

学習環境は安全で、学習者の保護および精神・情緒面の健康（well-being）が促進される。

### スタンダード3 施設

教育施設は学習者の身体的健康を左右する。

#### 付記1

心理社会的チェックリスト

#### 付記2

学校給食プログラムに関するチェックリスト

#### 補遺2：参考文献と情報源ガイド

「アクセスと学習環境」の章

## アクセスと学習環境 スタンダード1：平等なアクセス

何人も良質で適切な教育機会を得られる。

### 重要な指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 何人も差別によって教育や学習機会へのアクセスが絶たれることがないようにする。（ガイダンスノート1-2 参照）
- 必要書類あるいはその他の要件が入学の障害とならないようにする。（ガイダンスノート 3 参照）
- 被災者の教育に関するニーズを満たすために、公教育およびノンフォーマルな教育機会が段階的に提供されるようにする。（ガイダンスノート4-5 参照）
- トレーニングと感度を鋭くすることで、質の高い適切な教育を受けられる権利が全てのコミュニティに保障されるよう、より住民参加型の活動にする。（ガイダンスノート 6-7 参照）
- 緊急状況および復興初期の全ての段階において、教育活動の継続性と質を保つよう、政府関係機関、援助提供者（ドナー）NGO、その他の開発パートナー、コミュニティは十分なリソースを提供する。（ガイダンスノート8 参照）
- 緊急状況によって教育へのアクセスが失われた後、できる限り早く、学習者が公教育を安全に受けられる、あるいは再開できるようにする。
- 教育プログラムが当事国の教育官庁によって認められていること。

### ガイダンスノート

1. **差別**：差別とは、貧困、ジェンダー、年齢、国籍、人種、民族性、宗教、言語、文化、政治的意見、性的指向、社会経済的背景、地理的位置、特別な教育ニーズなどに起因する障害のことを指すが、これに限るものではない。

「経済的、社会的、及び、文化的権利に関する国際規約（ICESCR）」には次のように記されている。

—第2条は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的およびその他の意見、国家あるいは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別を受けることのない「教育の権利」を規定する。

—第13条は、全ての人が、人格と尊厳の完全な発達、そして人権と基本的自由をより尊重することを目的とする教育の権利を有することを規定する。教育は、全ての者が自由な社会に効果的に参加でき、全ての国家、人種、民族あるいは宗教集団間の理解、寛容および友好を促進し、平和の維持の

ための国際連合の活動を進めることができるようにするものである。13条はまた、この権利を完全に実現するため、次を規定する。1) 初等教育は、義務的なものとし、何人に対しても無償で提供されること、2) 技術的および職業的中等教育を含むさまざまな形でおこなわれる中等教育は、あらゆる適切な方法、特に無償教育を率先して導入することにより、一般に開かれ、全ての人の手に届くものであること、3) 基礎教育は、初等教育を受けなかった者あるいはその全課程を修了しなかった者のため、できる限り奨励され又は強化されること。

**2. 国際文書と枠組み**：緊急状況下における教育を受ける権利を明言した国際文書と**枠組み**は支持されるべきである。以下に記すものであるが、これに限定されるものではない。

－「万人のための教育」を促進する、「ダカール行動枠組み」は、政府が、紛争、自然災害、情勢不安に影響を受けている教育システムのニーズを満たし、暴力や紛争を防止する相互理解、平和、寛容を促進するための教育プログラムを実施しなければならないことを目的のひとつとして宣言している。

－「戦時における文民の保護に関するジュネーブ条約 (IV)」第50条は、占領国は、被占領国および現地当局の協力の下に、子どもの監護および教育に充てられる全ての施設の適切な運営を促進しなければならない、としている。

－「児童の権利に関する条約」は、緊急状況下において、学習の身体的・心理社会的・認知的な保護の規範的な枠組みを提供している。

**3. 入学、在籍** 必要書類に関しては柔軟に対応し、提出を求めないほうがよい。被災民は市民証明書、出生あるいは年齢証明書、身元証明書、成績表などの各種証明書を持っていないことが予想されるからである。被災した子どもや若者には年齢制限をもうけるべきではない。中退者の復学も許可されるべきである。社会の取り残された人や、社会的に弱い立場にある学習者を対象にし、そういった人々に関する特別な活動が行われるべきである。個人の安全に危険が及ぶ可能性があるところでは、提出された文書や入学に関する情報は機密事項として保管されるべきである。

**4. 教育機会の幅**：幼児期の子ども向けのものから、初等・中等教育、高等教育、ライフスキル、職業訓練、ノンフォーマル教育（識字、計算教育を含む）、そして必要に応じて加速学習（Accelerated learning）まで幅広い教育機会



が用意されるべきである。緊急事態そのものによると思われるトラウマに学習者が悩まされている場合、教育を受けられなくなったことでトラウマが悪化しないようにしなければならない。

変更可能な授業時間やシフトなど、柔軟な時間割、アウトリーチ型の教育プログラム、十代の母親のための保育サービス、クラスになじめない学習者のための組織化されたピアサポート、そして、進学準備のためのプログラムや学休期の勉強などを行うことにより、より多くの学習者が教育機会の恩恵を受けることができる。年長の学習者を強制的に年少者のクラスに組み入れたり、自分の意思で年少者のクラスに参加できるようにすると、双方がマイナスの影響を受け、その結果、学習者全員の学習効果が損なわれる恐れがある。年長者のための特別クラスや飛び級コースなどの代替プログラムが、必要に応じて実施されるべきである。また、正規の学校プログラムに代替プログラムを導入する以前に、若者の代表、女性グループ、その他のコミュニティメンバーやリーダーの意見を聞くべきである。

スクールマッピング（学校の配置分布図の作成）のような技術も緊急状況下、また、その後にも用いられるべきである。このような技術により、各地域の潜在的な学習者が、緊急対応時にあらゆる教育活動にアクセスする費用を軽減する計画を策定することができる。

5. **年齢グループ**：教育機会は年齢層（子どもと若者など）やその内容（緊急時の初期にあって、生き延びるための情報など）によって、優先順位が設けられるべきである。情勢が安定すれば、教育の機会を全てのグループに拡大し、状況に適した様々な方法で生活を改善できるようにする。
6. **質が高く社会的に意味のある教育**：定義については「補遺 1：用語集」を参照。
7. **コミュニティの参加**：教育活動の各プロセスに、コミュニティを積極的に参加させるべきである。これにより、コミュニケーションの行き違いを防ぎ、さらにリソースを集め、安全面での不安を解消し、社会で取り残されたグループの参加を促すことが期待できる。（「補遺：用語集」とP.15-21の「住民参加スタンダード 1-2」も参照）
8. **リソース**：援助提供者（ドナー）は緊急状況の初期から復興期まで、柔軟な

対応をするべきである。また、教育イニシアティブの継続性を確保するため一連の方略に関わるべきである。各国政府は教育を保証する最終的な責任を負っており、さまざまなところから財政的支援を受けることもある。その他のドナーとして、国際社会（二国間、多国間）、国際NGO、現地NGO、現地行政機関、信仰のもとに社会奉仕活動を行う団体、市民社会団体、その他の開発パートナーなどが挙げられる。P.26-27の「分析スタンダード2」と「分析ガイダンスノート4」を参照)

リソースの計画において重視されるべき点としては、当面の教育機会を拡大することに加え、持続性や長期的な計画（緊急情勢が長引く可能性を含む）、将来的な復興シナリオも考慮される必要がある。各関係機関との協力や調整を行うことで、安定的な活動を行うことができる。P.90の「教育政策と協調スタンダード3」を参照)

緊急時に素早い教育支援を行うには、非常準備金や立ち上げ資金などによる即時の財政的支援が必要である。長引く緊急時での財政的支援は、子どもや若者が継続して能力を向上させられるような、彼らのための教育活動を支えるのに十分でなければならない。復興早期においては、国と地方の教育管理企画能力を強化する必要があるところに、財政的支援が与えられるべきである。これらの支援により、あらゆる場所で、一時的なシェルターと教材の配給を通して、教育プログラムが再開されることが望ましい。

## アクセスと学習環境 スタンダード 2：保護と健康

学習環境は安全で、学習者の保護および精神・情緒面の福祉 (well-being) が促進される。

### 重要な指標 (ガイダンスノートと併読のこと)

- 学校と他の学習環境は利用者にとって距離的に近い場所に設けられる (ガイダンスノート 1-2 参照)。
- 学習環境への通学路は皆にとって安全である (ガイダンスノート 3 参照)。
- 学習環境は学習者に危害を加えるような危険がない状態である (ガイダンスノート 4-5 参照)。
- 教師、学習者、コミュニティに対する研修プログラムが安全と保護を促進するために実施される。
- 教師やその他の教育関係者が、学習者の情緒面の健康を促進するために心理社会的サポートを提供できるスキルをもつ (ガイダンスノート 6 参照)。
- コミュニティが学習の場の配置に関する決定、学習者の安全を確保するためのシステムや方針の確立に参加する。
- 学習の場における効果的な学習を可能にするために、学習者の栄養面や短期的な食糧ニーズに応じる。 (ガイダンスノート 7 参照)

### ガイダンスノート

1. **近いこと (proximity)**：通学の距離は、あらゆる警備上の問題や安全上の懸念を考慮し、地域/国の基準によって、決められるべきである。通学距離が遠すぎる場合には、通うことが不可能な年少の子どもや思春期の少女などがある家庭の近くで、補助クラス (遠隔授業、分校など) をもうけることが奨励される。
2. **安全**：通常の教育施設が利用不可能あるいは安全でないならば、替りとなる安全な場を選ぶべきである。学校は治安部隊の一時的な宿舎として使われるべきではない。
3. **通勤・通学路**：国は安全の確保の義務を負っている。そして、ここで述べる安全は、適切で必要な場合、十分かつ、良質な警備と軍隊の配備を意味する。保護を強化し、(ジェンダー、年齢、国籍、人種、民族、身体的能力に関わらず) あらゆる学習者と教育関係者にとって通勤・通学路の安全が確保されるよう、コミュニティは大人による送迎といった事前策を含めた方法を検討

し、合意する必要がある。これはコミュニティの教育委員会が検討する議題にもなり得る。

- 4. 保護** :学習者は危害を加えられる可能性のある危険から保護されるべきである。それは、自然災害、武器、弾薬、地雷、不発弾、武装兵、集中砲火を受ける場所、政治的・軍事的脅威、新兵徴募などであるが、これに限るものではない。

登下校の際、生徒、特に、マイノリティや少女は虐待、暴力、新兵補充、拉致などの対象になる。このようなケースにおいては、生徒の安全はコミュニティの啓蒙活動や地域の大人が送迎を実施することで改善される。生徒が夜間に薄暗い通りを徒歩で下校しなければならない地域では、服やかばんに反射板や反射テープを付けるべきである。もしくは、懐中電灯を持った人の送迎を手配するべきである。可能な場合は、女性の学習者を安心させられるよう女性のスタッフが構内にいる方が良い。さらに、教育プログラムの一部として、少女や女性が経験する虐待のレベルをモニタリングするべきである。

- 5. 暴力のないクラス運営** :脅迫の例として、特に、精神的ストレス、暴力、虐待、差別が挙げられる。教師は脅迫が起らないように、前向きな学級運営の方法に関する研修を受けるべきである。体罰が行れたり、奨励されることがあってはならない。

- 6. 健康 (well-being)** :情緒・精神面の健康は、何が人にとって良いのかということ考えた上で理解されなければならない。それは安全、保護、サービスの質、教育提供者と学習者の関係にある幸福感や温もりなどである。学習者の福祉を保証するために用いられる様々な活動は、健全な認知発達、安定した社会的相互関係、良好な健康状態を促進することに重点が置かれるべきである。健康を保証することで学習者は公教育もしくは、ノンフォーマル教育プログラムを無事に終了することにも役立つ。 P.56-57 の「付記 1 : 心理社会的チェックリスト」を参照)

- 7. 栄養** :栄養および短期的な食糧ニーズは学校給食プログラムや、学習環境外での、その他の食糧確保プログラムなどによって対応されるべきである。学校給食プログラムが実施される場合、国連世界食糧計画 (WFP) のような機関に活用されているよく知られたガイドラインに従うべきである。

## アクセスと学習環境 スタンダード 3：施設

教育施設は学習者の身体的健康を左右する。

### 重要な指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 学習施設の構造と場所は身体的能力に関わらず、すべての人にアクセス可能である。
- 学習環境には必要に応じて目に見える境界線やはっきりとした目印などで印が付けられている。
- 学習施設の場所として使われる物理的構造がその状況にとって適切であり、教室や教員室、事務室、レクリエーション用スペース、トイレなど施設に用いられるスペースが十分にある。（ガイダンスノート1 参照）
- 教室の広さや席の配置は、参加型の教育方法や学習者中心のアプローチを促進するために、学年レベルだけでなく、生徒および教師一人あたりの決められた空間が保たれている。（ガイダンスノート 1 参照）
- 学習施設の建設や維持にコミュニティが参加する。（ガイダンスノート 2 参照）
- 基礎的な保健と衛生は学習環境のなかで増進される。
- 年齢、性別、特別な教育ニーズを考慮して十分な衛生施設が提供されなくてはならない。それは、また、障害のある者のアクセスに配慮したものである。（ガイダンスノート 3 参照）
- 十分な量の安全な飲料水と個人の衛生のために使用する生活水を学習施設内で得ることができる。（ガイダンスノート4 参照）

### ガイダンスノート

1. **構造**：物理的構造の適正レベルを決める際は、（緊急時後の）長期的な使用、予算範囲、住民参加、現地行政機関やコミュニティによって、低費用で維持できるか否かを考慮すべきである。この構造には、一時的、半永久的、永久的、拡張可能なもの、移動式のものなどが考えられる。

考慮されるべき点は以下の通りである。

- 可能であるならば、現地で調達された材料や労働力が建築に活用されるべきである。建造物の費用効率、設備（屋根や床など）の耐久性を保証するような措置が講じられるべきである。
- 質の高い授業と学習環境を促進するために照明が十分で、（必要に応じて）換気が良く、暖房がある。
- 学級の最大定員に関して、現地の現実的な基準が設けられるべきである。

また、在籍者数が増加する場合は、追加する教室のための十分なスペースを確保するよう最大限の努力をし、複数の授業シフトを次第に減らせるようにするべきである。

—教育プログラムの実施に関しては、あらゆるインフラや上記のような十分なスペースが確保されるのを待つ必要はない。しかしながら、そのような設備はできる限り早急に、確実に提供されるべきである。（シェルターに関するスフィア・スタンダードは、MSEE CD-ROM に収録されているスフィア・スタンダード補遺へのリンクを参照）

2. **学習環境の維持**：学習環境の維持とは、設備（トイレ、送水ポンプなど）と家具（机、椅子、黒板、棚など）が含まれる。
3. **衛生設備**：衛生設備に固形廃棄物処理（コンテナ、ゴミ捨て用の穴など）、下水路（排水口や排水路など）そして、個人の清潔やトイレ掃除用の十分な水が含まれる。学習環境には、男女別のトイレと十分なプライバシーが確保される必要がある。女性が生理用品を使えるようにしなければならない。（し尿処理と衣類に関するスフィア・スタンダードは、MSEE CD-ROM に収録されているスフィア・スタンダード補遺へのリンクを参照）
4. **水**：水は現地の基準や国際基準に従い、学習環境内あるいは近距離になければならない。（水に関するスフィア・スタンダードはMSEE CD-ROM に収録されているスフィア・スタンダード補遺へのリンクを参照）



## アクセスと学習環境：付記

### 付記1：心理社会的チェックリスト

具体的な調査手法は現地の状況と文化によって変わる。以下は心理社会的な健康（well-being）と回復（recovery）に関するいくつかの課題にむけての有用な情報である。

#### 一般的な状況

- ト라우マを引き起こす出来事の始まりは、子どもの権利を侵害するような状況であったか。
- 虐待はおさまったか。あるいは、虐待による子どもや家族にとっての不安な状況が続いているか。
- 家族は一緒に生活をしているか。
- 家族は十分なプライバシーを確保できているか。
- 家族が尊厳を持って生活できるように、そして、子どもをケアし保護をするために何がなされているか。さらにできることは何か。
- 様々な困難を抱えている子どもを支援するために、そのコミュニティで通常どのような活動が行われているか。
- 心理社会的な悩みに対応し、取り組むために、そのコミュニティに通常どのような仕組みがあるか。どのようにすれば、その仕組みを強化し生かすことができるか。
- その地域の人々の一般的な生活と社会組織が、どのように子どもの保護とケアに影響を及ぼしているか。
- 子どもとその家族の生活条件を改善するためにどのような対策を講じることができるか。
- ノンフォーマル教育や遊技、レクリエーション活動のような、子どものための定期的な活動を行える人がコミュニティ内に存在するか。

#### 両親

- 親はどのような性質の困難やストレスを抱えているか。それらは、子どものケアに影響を与えるのみならず彼ら自身の健康にも影響を与えるのである。
- 親の困難を軽減するためにどのような方策をとることができるか。
- 親が、彼らの文化的枠組みの中で通常許される限度以上に子どもを叩いていないか。
- 親とその子どもが対処しなければならない苦しい困難に対するサポートにつ



いて、親たちが話し合ったり支援を求めることができる機会はあるか。

### 子ども

- 子どもに十分な養育とケアが与えられているか。
- 不十分な養育とケアを改善するのにどのような対策をとることができるか。
- 独りで放置されている子どもはいるか。
- 攻撃的、暴力的な振る舞いの子どもはいるか。
- 子どもが自分の不安、考え、疑問を話すことのできる文化的に適切な機会が提供されているか。
- 子どもが遊ぶ機会はあるか。
- 保護者が不在、難民キャンプでの長期滞在、監禁状態等の子どもの特別なニーズへの対策は行われているか。

### サービス

- 子どもたちの通常の発達を促進し、毎日の生活の感覚を再構築するような、教育や他の活動が提供されているか。
- 難民の大人や子どもはその困難に対応するための社会サービスを受けられているか。
- 心理社会的な困難を経験している子どもを特定し、彼らを支援するシステムがあるか。
- 教師に対する研修と支援が提供されているか。教師がより充実した支援を子どもに与えられるように、教師を支援するプライマリ・ヘルス・ケアやその他のサービスを担当する職員はいるか。
- 深刻な悩みをかかえる子どもを扱うことのできる専門的な精神衛生サービスはあるか。

## 付記2：学校給食プログラムチェックリスト

以下の項目は、食糧が教育を行うためのリソースと考えることができるかを問う重要で質問である。

### プログラムの目的

- 食糧が提供された場合、どのように活用するか。（学校給食、自宅に持ち帰る配給、労働対価としての食糧、訓練対価としての食糧、教職員用の食糧など）
- 何故、学校給食プログラム（もしくは、他のプログラム）が現状に適しているのか。
- 学校給食プログラムの目的は何か。提供された食糧の活用法は教育活動において明らかにされたニーズに対応しているか。食糧によってより多くの子どもが学校に通うようになるか。
- 学校給食プログラムの目的のうちどれが現在の緊急時に特有のものか。
- 学校給食プログラムの目的に取り組む必要性の根拠を示す、十分なデータを持っているか。（栄養状態、就学者数、出席者数など）

### 目標母集団

- この食糧プログラムの受益者として想定されているのは誰か？
- 最も影響を受けた、もしくは、最も支援を必要としている学校や地域を決定するのに十分なデータを持っているか？（食糧確保状況、非識字者に関する統計、在籍者数など）
- 持ち帰りの配給食糧が効果的なのはどのグループか。（少女、マイノリティなど）

### 能力形成、持続可能性および連携

- プログラム開始前に、どのような能力形成のための活動が必要か。
- 学校は給食プログラムを支援するのに適切なインフラを備えているか。（水へのアクセス、炊事設備、調理器具など）
- コミュニティ、親、子ども自身が現在求めている教育的ニーズは何か。食糧プログラムの導入によって、これはどのように変わるのか。
- コミュニティ、両親、教師、学習者、教育担当官は、食糧プログラムの導入をどのように考えているか。食糧プログラムの導入によって、コミュニティ間やコミュニティ内に緊張が生じたり、その状態が悪化する可能性はないか。
- 食糧の各地への配達が始まる前に、どのようなインフラが必要か。どのような調達および請負のシステムを準備する必要があるか。
- 子どものために給食を準備し、食べさせる仕組みを導入する前に、どのような

インフラが用意されねばならないか。

- 事務所、倉庫、輸送拠点を設けるために、どのような準備が必要か。通信手段はあるか。車やルートはどうか。
- 教師と物資の数は十分か。学習者が増加した場合に、彼らを受け入れ、収容するだけの十分なインフラがあるか。食糧プログラムの導入が、すでに負担の大きい教育システムを圧迫する可能性はどれくらいあるのか。
- 食糧プログラムは持続可能か。可能であるならば、どのような方法でそれを実現するのか。どのような方略で食糧支援を段階的に無くしていくのか。これは教育活動にどのように影響を及ぼすのか。
- 他の人道支援機関は、同じ、もしくは、近くの地域で、教育関連の活動を行っているのか。彼らは、教育プログラムの一手段として、食糧を活用することを計画しているか。もしそうであれば、それはどのように活用するのか。人道支援機関同士が連携することを望んでいるか。食糧は、複数の機関によって公平に継続的に活用されているか。食糧の分配が公平に行われなかったために、学習者や教師が別の学校や地域へと移動する可能性はあるか。
- スタッフの配置は、自分たちあるいはパートナー機関にとって、どのような影響を及ぼすか。現在のスタッフ数は十分で、現行の職責からはずれることなく、食糧支援を含む教育プログラムの運営に従事することは可能か。大幅な職員の増加が必要か。

### **食糧品の選択および栄養面で配慮すべき事項**

- どのような食糧を供給する予定か。
- プログラムには自宅に持ち帰る食糧配給も含まれているか。プログラムのモニタリングはどのようなものか。
- どのような食糧が利用可能か？
- 児童生徒の間で、病気、栄養失調、感染などの特別な問題が起きているか。もしそうであれば、特定の微量栄養素欠乏症は、食糧品と栄養価の強化のいずれかによって対処することが可能か。
- 文化的な面から考えて、児童生徒の食べ物の好みや嗜好はどうか。

### **食糧の安全、保健衛生への取り組み**

- 学校に利用できる衛生設備や飲料水はあるか。
- プログラム計画の中に、食糧を取扱う者を教育し啓発するための研修を組み込むことが可能か。
- 汚染の危険をどのようにして軽減できるか。
- 児童生徒の間で、腸の寄生虫による感染症は起こっていないか。もし起こって

いるならば、定期的に駆虫処理を実施することは、学校給食プログラムの必須項目となるか。

- 児童生徒のための HIV/AIDS 予防教育プログラムがあるか。
- HIV/AIDS 予防教育は、どのようにプログラム計画に組み込むことができるか。
- 教師が HIV/AIDS で死亡した場合の緊急計画はあるか。

### スケジュール

- 支援活動の期間はどのくらいと予想されるか。
  - 活動の各段階で、どのようなデータが入手可能か（初期アセスメント、基礎調査、モニタリング、評価）
- 食糧が手に入るのはいつか。
- 食糧プログラム開始に先立ち、どのような能力形成活動を行う予定があるか。その活動はいつ頃から始められか。
- 救援活動（とその後の復興支援）は、どのようにして段階的に終了するのか。また、必要な場合、どのようにその後の開発段階にスムーズに移行させることができるか。

### 援助提供者（ドナー）

- ドナーになる見込みがあるのは誰か。援助提供者からのリソースはいつ利用可能になるのか。
- 理想的なプログラムのシナリオが総合的で詳細な提案としてドナーに対して起草されているか。
- ドナーから食糧を提供してもらえる期間はどのくらいか。数ヶ月か。1～2年か。5～10年か。（もし、ドナーから数ヶ月間しか食糧が提供されないのであれば、学校給食プログラムの開始にはそれと同等の時間がかかるので、学校給食プログラムではなく、教師のインセンティブとして活用する方がよいだろう）。

出典：世界食糧計画（WFP）「緊急時における学校給食のための計画－状況分析、プログラムの策定、実行（2004）」<http://www.wfp.org> および、カトリック救済サービス（CRS）「チェックリスト：食糧をリソースとして活用するかどうか」[www.crs.org](http://www.crs.org)

### 第3章 教授と学習

#### はじめに

教えるために何が重要かを定めることは、全ての教育者にとって難しいことである。緊急時においては、公教育あるいはノンフォーマル教育を行うのか、どのようなカリキュラムがよいのか、生徒は出身国にいるのか受入国にいるのか、学習の優先事項は何か、生きるための技能、職業技能、あるいは学術的な勉学に焦点を絞るのがよいのかなど、教育サービスの性格についてさまざまな重要な決定を行う必要があるだろう。カリキュラムの改訂あるいは作成の必要があることもある。

教育は学習者と密接に関係しているということは非常に重要である。このために、コミュニティの教育ニーズを見極めるためには、コミュニティとの緊密な協働により、コミュニティから指示を受けることが必要な理由である。このことは、別のシステムを立ち上げるよりも、可能なかぎり現在の教育システムを活用して活動することが一般的であることを意味している。それは、学習内容に関する決定を含むあらゆる教育に関する取り組みに、コミュニティが積極的に参加することに力を注ぐということである。カリキュラムは、学習者の現在そして将来考えられるニーズに関連したものを採用するべきであり、危機によって状況が変わったためにコミュニティが必要とする情報、例えば、ライフスキル、平和教育、市民教育、地雷に対する知識、保健、栄養、HIV/AIDS、人権そして環境などに関わる内容である。未就学の子ども、その子どもの親、高齢者、社会から疎外されたグループは、必要なライフスキル教育を受ける必要がある。

緊急教育プログラムは、身近な学習環境をつくり、定期的なスケジュールを提供し、将来への希望を持たせるという点から、心理社会的介入のひとつである。教育の提供に関わるすべての人々、特に教師や学校管理者らは、学習者の精神的・社会的影響を緩和する自分たちの役割に関するオリエンテーションを受ける必要がある。

教育サービスを提供するにあたって知っておくべきことは、学習の過程において、人はそれぞれ違った方法で学ぶこと、異なるスピードで学ぶこと、積極的に参加することの必要性である。人々が効果的に学習するためには学習者中心とした方法を含む、参加型の教授学習技術が不可欠である。子ども中心の教

授法には、全人格的なニーズ、生きていくために必要な学習技術、個々の発達、社会との関わり、学術研究等を用意する必要がある。成人にとって学習は生涯続くものであり、また経験的なものである。成人の学習が強化されるのは、自分たちが学ぶ目的、価値、関連性を見出した時や学習の際に積極的に参加する機会を与えられた時なのである。

こうした教育に関わる教師が研修を受けていない場合、基本的な科目だけでなく、特に緊急時に対応する科目についても適切な研修を受けることが非常に重要である。さらに、対象者の心理社会的ニーズに対応する研修も必要になる。

コミュニティは、政府が子どもの教育を認可しているか、そして、子どもがこの教育をステップにして高等教育に進み、よい職に就くことができるかを知りたがっている。主な懸念事項は、政府、教育機関、そして雇用主がこのカリキュラムと修了証明書を認めるかということである。正規の児童のテスト成績表は別にして、卒業証明書は児童の学力を認定するもので、彼らが学校に通う動機づけとなるものである。難民の場合には、証明書は通常、避難先および自国において、重要な交渉書類となる。長期にわたる難民の場合、カリキュラムは、「両方を向いて」(face to both side) いることが必要で、自国および受入国の両方で認められるものが理想である。そのためには、地域および機関同士が強く連携したさまざま国での難民の事例に即した教育活動を行うことが必要である。

### **全てのカテゴリーに共通するスタンダードとの連携**

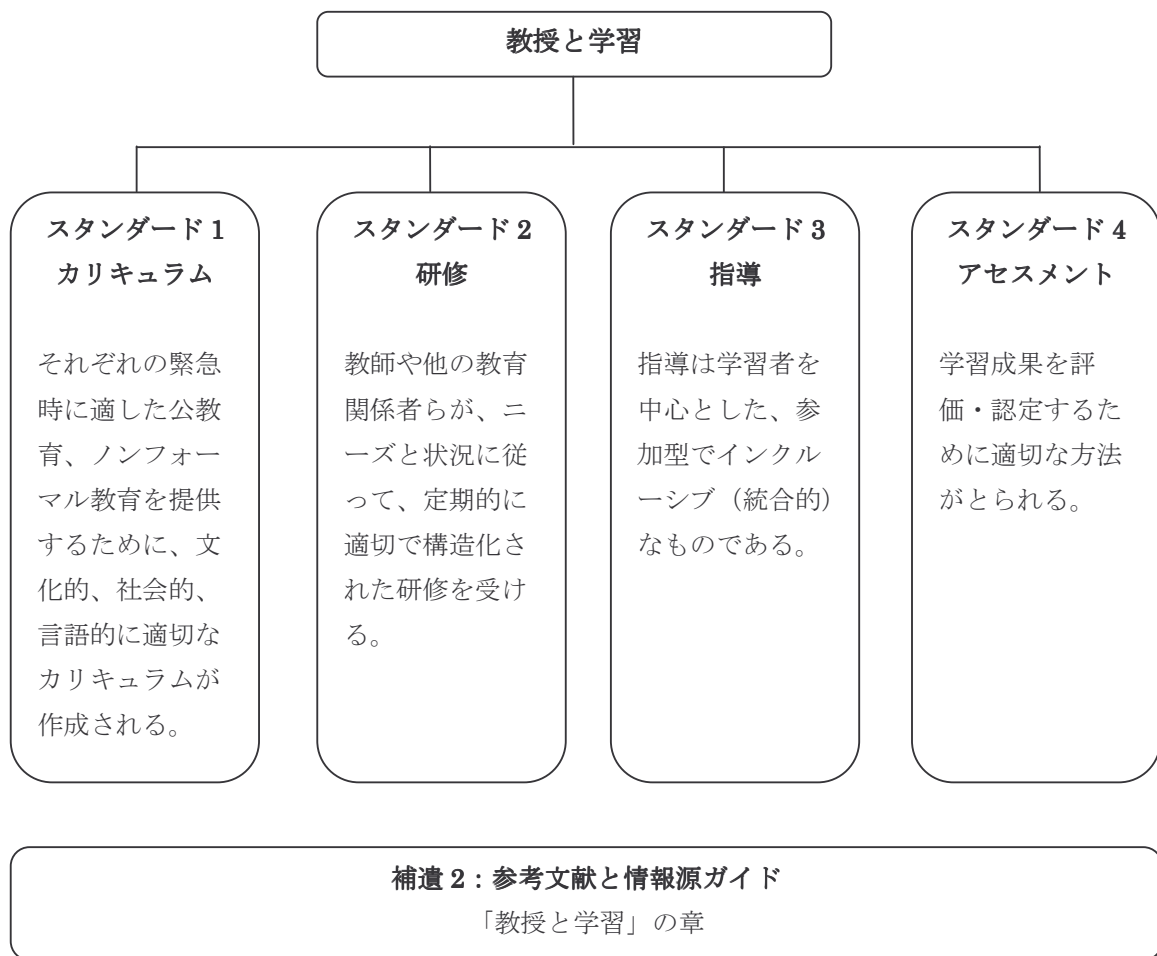
教育支援が計画され、実施される過程は、その効果を左右する鍵である。この章は、住民参加、現地のリソース、初期アセスメント、対応、モニタリング、評価などを網羅する、全てのカテゴリーに共通するスタンダードと併せて活用してほしい。教育支援の適切性と質を確保するためには、特に社会的弱者を含む、被災者の最大限の参加が求められる。

**ミニマム・スタンダード：**これは質的なもので、教育を提供する上で達成すべき最低限のレベルを明記したものである。

**重要な指標：**これは基準が達成されたかどうかを示す「合図」である。この指標は、プログラムの与えた影響または結果、および、実行されたプロセスまたは方法について、評価し伝える手段である。

**ガイダンスノート：** ここには、さまざまな状況でいつ基準や指標を適用すべきか、また実際の困難に対処するための手引きや優先事項に関するアドバイスをいつ適用すべきかについての具体的ポイントが書かれている。また、基準や指標に関する極めて重要な問題や、現在わかっている範囲でのジレンマや矛盾、ギャップについても記されている。補遺 2 には、この章に関連する一般的問題と技術的問題の情報源を示す精選された参照リストが含まれている。





## 教授と学習 スタンダード1：カリキュラム

それぞれの緊急時に適した公教育、ノンフォーマル教育を提供するために、文化的、社会的言語的に適切なカリキュラムが作成される。

### 重要な指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 現行のカリキュラムが、被災した学習者の年齢、発達レベル、言語、文化、能力、そしてニーズに適切なものかどうかを検討する。必要に応じて、カリキュラムが新たに作成され、改訂され、改良される。（ガイダンスノート1-3 参照）
- カリキュラムを開発あるいは改訂の必要がある場合は、利害関係者が有意味に（meaningful）に参加し、学習者の利益とニーズを最大限に考慮した上で実施される。（ガイダンスノート1-3 参照）
- カリキュラムは、ライフスキル、識字能力、計算能力、および緊急時の各段階に適した基礎教育のコア・コンピテンシー（中核となる能力）をつけることを目指した内容である。（ガイダンスノート4-5 参照）
- カリキュラムは、教師および児童生徒が緊急下もその後も、よりよい生活ができるように、彼らの心理社会的健康に対するニーズを充たすことを目指した内容である。（ガイダンスノート6 参照）
- 特に学習を始めて間もない時期には、学習内容、教材、指導は、学習者および教師が使用する言語で作成され実施される。（ガイダンスノート7 参照）
- カリキュラムと指導の方法が、学習者の現在のニーズに即しており、将来の学習機会を広げるものである。（ガイダンスノート8 参照）
- カリキュラムと教材はジェンダーに配慮したもので、多様性を認識し、学習者の尊厳を促すものである。（ガイダンスノート9 参照）
- 教師用および学習者用の教材の提供は、教育活動を支えるために、必要に応じて必要な時に、十分に行なわれる。継続して使用できるように、教材は現地で入手可能なものであることが好ましい。（ガイダンスノート10 参照）

### ガイダンスノート

1. **カリキュラムを定義**：カリキュラムは学習者が知識と技能の基礎を伸ばすことを手助けする活動計画と定義されるであろう。ミニマム・スタンダードの目的では、「カリキュラム」は公教育・ノンフォーマル教育の両プログラムにあてはまる包括的用語として使用されている。カリキュラムとして、学習目的、学習内容、教授法と技能、指導教材、そしてアセスメントの方法などが挙げられる。公教育およびノンフォーマル教育プログラムはいずれも、学習者の知識と経験の上に、当面の状況に即して作成されたカリキュラムに従

って実施されるべきである。ミニマム・スタンダードでは次の定義が用いられている。

- －学習目的は、教育活動を通して発達されるであろう知識、技能、価値、態度を決定する。
- －学習内容は、知識を獲得し、学ぶ材料（知識、技能、価値、姿勢）である。
- －教授法とは、学習内容の定時のために選択され使用される方法である。
- －教授技法あるいはアプローチとは、教授法の一つであり、全体的な教授法を実施するために使われるプロセスを構成する。
- －教材とは、本やポスターやその他の教授・学習の素材を指す。

公教育およびノンフォーマル教育のカリキュラムは、ジェンダーに配慮され、学習者のレベルに即し、学習者も教師も理解できる言語で書かれ、そして質の高いものでなくてはならない。学習者が自らの学習でより積極的な役割を果たすよう、参加型学習もまたカリキュラムに含まれているべきである。（質の高い教育（quality education）と適切な教育（relevant education）の定義については「補遺 1：用語集」を参照）

- 2. 年齢適合性と発達レベル：**カリキュラムを検討する際には、年齢に即していることだけでなく、発達レベルと学習者の習熟度が合致しているかを考慮すべきである。緊急時において、年齢と発達レベルは、ノンフォーマル教育でも公教育でも大きなばらつきがあり、カリキュラムと方法を年齢と発達レベルに適合させる必要がある。「年齢適合性」(age appropriate)とは、暦年齢で判断するもので、一方、「発達の適合性」(developmentally appropriate)は学習者の実際のニーズと認知的発達から判断するものである。
- 3. カリキュラムの開発：**カリキュラムの開発は長い時間を要する難しい作業である。しかし、緊急時においてカリキュラムは、受入国、出身国、あるいは他の緊急に作成されたもののいずれかを改訂して利用することが多い。公教育、ノンフォーマル教育のいずれの場合にも、急遽開始されたカリキュラムでは、戦闘部隊に加わっていた子どもたち (CAFF)、女子、その学年に入る年齢を過ぎた学習者、中途退学者、そして成人の学習者を含む、全ての学習者特有のニーズを考慮したものでなければならない。教育プログラムを定期的に見直すだけでなく、利害関係者が積極的にカリキュラムの作成に関与するようにすることも同様に重要である。学習者、コミュニティのメンバー、教師、ファシリテーター、教育当局者、プログラムマネージャー、その他を含む活動者らの意見を聞くことも必要であろう。

公教育のプログラムが緊急時あるいはその後に確立された場合、認可された初等学校および中等学校のカリキュラムを活用するほうがよい。もし必要であれば、それを適用したり充実させる。

難民のための公教育プログラムの場合には自発的な帰還を促すために母国のカリキュラムを採用するほうがよい。しかし、これは常に可能でもなければ適切でない場合もある。このような決定を行う際には、難民と受入国の見通し(perspective)を十分考慮しなければならない。

長期の難民の場合には、カリキュラムは、難民の状態と自国に戻る場合の両方を想定し、出身国と受入国の両方で受け入れられるものであることが理想的である。これには、地域および各機関同士が強力に連携し合い、さまざまな国における教育活動と難民の事例を検討する必要がある。決定が必要な特定の課題には、言語能力や卒業証明書に対する試験の認定が含まれる。

4. **適切な教授方法**：教授法は学習者の事情、ニーズ、年齢、能力に合うよう開発され、調整されるべきである。緊急時の初期段階における新しい教授法の実施は、経験のある教師の取ってストレスがかかると同時に、学習者、親、コミュニティメンバーはあまりに大きく、早すぎる変化と感じるであろう。緊急時あるいは復興早期の教育は、公教育の教師に変化の機会を与えるものであるが、しかし、参加型や学習者にやさしい (learner-friendly) 方法への移行は、用心深く細心の注意を払って行わねばならない。ノンフォーマル教育を行う場合には、ボランティア、アニメーター（指導役）、ファシリテーターなどのトレーニングを行うことを通して、学習者中心アプローチが早急に導入されることもあろう。
5. **コア・コンピテンシー（中核となる能力）**：コア・コンピテンシーは学習内容あるいは教師の研修用教材の開発や改訂よりも先に同定されるべきである。「基礎教育のコア・コンピテンシー」は、機能的識字能力・計算能力以上に、被災した学習者が、コミュニティや国の一員として積極的に意義のある参加をするために必要な、基本的知識、技能、姿勢そして実際の行動である。
6. **心理社会的ニーズと発達**：教育関係者だけでなく、学習者の心理社会的ニーズと発達に対しては、危機や復興期を含む緊急時の全段階において、考慮し、取り組まなければならない。公教育でもノンフォーマル教育でも、全ての教

育関係者が学習者の悩みの兆候に気づき、学習の場で対処・対応できるようトレーニングを受けていなければならない。教育関係者が深刻な悩みをかかえる学習者に付加的なサポートができるよう相談の仕組みがしっかりとできていなければならない。トラウマをかかえる子どもや若者に対する教授法として、悩みを予測できる仕組みをつくる、集中力を養うため学習時間を通常よりも短くする、やる気を起こさせる叱り方を行う、学習活動に生徒全員が参加する、協力ゲームを行うなどが必要である。

教育関係者の心理社会的ニーズも考慮する必要があるだろう。彼らも被災者であることが多く、学習者と同様のストレス要因やトラウマをかかえている。トレーニング、モニタリング、フォローアップの支援は、これらの要因をしっかりと捉えて行うべきである。(心理社会的チェックリストについては、P.56-57「アクセスと学習環境：付記1」を参照のこと。また、P.52「アクセスと学習環境スタンダード2」、P.80「教師とその他の教育関係者スタンダード3」も参照)

7. **言語**：難民の教育プログラムが、使用言語とカリキュラムも含めて、彼らの基準に合致している難民受入国はほとんどない。しかし、緊急時後も勉学を続けたいと考えている学習者の将来を考慮することは大切である。人道支援活動者らは受入国に対して、難民が母国語あるいは国の公用語で勉強することを許可するよう、強く勧めるべきである。全ての重要な学習内容、教師の指導書、児童生徒の教科書、その他の書物や視聴覚教材が、児童生徒や教師の使用言語で書かれていない場合は、許される範囲で使用言語に翻訳するべきである。もしそれが許されない場合は、学習者の使用言語で行う補講授業や活動が設けられるべきである。
8. **学習内容と重要な概念**：学習内容を決定する際には、緊急時の各段階で学習者にとって役に立つ知識、技能、言語に考慮すべきである。こうしたスキルは、学習者が緊急時にもその後にも、自立した生産的な生活へと導くための能力を強めるものであり、継続して学習機会を得ることを可能にするものである。

適切な学習内容と重要な概念は次の通りである。

- 技能に基づく保健教育（年齢と状況に応じた教育）：救急処置、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）、性感染症、HIV/AIDS。
- 人権と人道的規範、積極的社会参加、平和教育／平和構築、非暴力、紛争

予防／管理／解決、子どもの保護、治安と安全。

－音楽、ダンス、演劇、スポーツ、ゲームなどの文化活動。

－地雷と不発弾に関する啓蒙、素早い避難、各種サービスへのアクセスなど新しい環境で生きていくために必要な情報。

－子どもの発達と思春期。

－ライフスキルと職業訓練。

**9. 多様性：**多様性は、緊急時の全段階において、教育活動の策定および実施の際に考慮されるべきであるが、特に様々な背景を持つ多様な学習者、教師および施設が存在することと、忍耐と尊厳を促進することに配慮すべきである。多様性を考慮する対象としては、特に、ジェンダー、文化、国籍、民族、宗教、学習能力、特別な教育が必要な学習者、そして、様々なレベルや年齢の学習者に対する指導が挙げられる。

**10. 現地で入手可能な教材：**緊急時の初期には、学習者が現地で入手可能な教材を見極めるべきである。難民にとっては、出身国あるいは出身地域の入手可能な教材を含む。教材は改訂、開発あるいは調達されたもので、十分な数を入手できるものでなければならない。全ての教材の保管、配布、使用状況をモニタリングする必要がある。教材は学習者が学習内容に共感でき、学習者の文化を反映し、十分に尊重したものでなければならない。

## 教授と学習 スタンダード 2：研修

教師や教育関係者は必要と状況に応じて、適切で構造化された研修を定期的にうける。

**重要な指標**（ガイダンスノートと併読のこと）

- 研修は、優先的なニーズ、教育活動の目的、学習内容に対応したものである。（ガイダンスノート 1-2 参照）
- 必要な場合には、研修が関連する教育官庁に認められ承認される。（ガイダンスノート 3-4 参照）
- 資格のあるトレーナーが研修コースを指揮し、現在行われている支援やガイダンス、適切なフォローアップ、その分野のモニタリングや監督、再研修などに規定を設ける。（ガイダンスノート 4 参照）
- フォローアップのモニタリングを含む研修を行うことによって、教師が学習の場でのファシリテーターとして、参加型教育の促進や教材の使用法を演示する



ように奨励する。

- 研修の内容が教師、生徒、コミュニティのニーズに合致しているかを見極めるため、定期的に評価され、必要に応じて改訂される。
- 研修を受けることによって、教師がコミュニティのメンバーに求められた時にリーダーシップをとれるスキルを身につけることができる。

## ガイダンスノート

1. **教師**：教師とは、公教育の教員（instructor）およびノンフォーマル教育プログラムにおけるファシリテーター（進行役）やアニメーター（元気つける人）の両方を意味している（求人活動、選抜、労働条件、サポートおよび監督に関しては、P.77-80の「教師とその他の教育関係者スタンダード1-3」を参照）
2. **研修カリキュラムと内容の開発**：研修カリキュラムと内容の開発は、決められた予算と時間の中で、状況に即して教育関係者に特有のニーズに基づいたものでなければならない。緊急時においては、研修プログラムは、価値を基礎とした（value-based）教育への挑戦を目指すべきで、必要に応じてライフスキルや平和教育を盛り込みたいべきである。

研修カリキュラムの例として次の内容が挙げられるが、限定するものではない。すなわち、主要教科の知識、教育学および教授法、子どもの発達、成人教育、多様性の尊重、特別なニーズをもつ学習者への教授、心理社会的ニーズと発達、紛争防止／解決および平和教育、人権と子どもの権利、行動規範、教師のためのライフスキル（HIV/AIDSを含む）、学校と地域の関係、地域資源の活用、国内避難民あるいは難民など一時滞在者あるいは帰還民のニーズの同定および充足などである。

3. **研修サポートおよび調整**：緊急時が収まればただちに、国や地方の教育官庁やコミュニティの教育委員会は、公的および非公的な教員研修活動の策定および実施に可能な限り含まれるべきである。緊急対応を開始して間もない頃に、現職教員の研修のカリキュラムや、受けた研修の受け取り方について意見交換を始めることが望ましい。しかしながら、多数の難民が存在する場合、難民のコミュニティや難民の教育プログラムと現地の教育システムが連携していないことが多い。

できるだけ現地のトレーナーを選び、必要な実施する能力や研修スキルのた



めの能力形成を行うことで、教師に必要な研修を開発して実施するべきである。トレーナーの人数が限られている、あるいはトレーナー自身が十分に研修を受けていない場合は、外部機関（例えば国連、国際 NGO など）や、地方、国、地域の機関が協力し、現職教員および教員養成研修を行う、現行機関あるいは移行段階の機関を強化するよう努めるべきである。

4. **評価および認定**：緊急時および緊急時後の状況を視野に入れると、研修の質を確かなものにし、認められるものにするために、国や地方の教育官庁による研修の承認および認定が必要である。教師が難民である場合、難民受入国あるいは出身国／地域、少なくともいずれかの教育官庁が、研修を認定するべきである。この目的を果たすためには、教師の研修コースはよく構造化されたもので、十分な記録がなされ、教育官庁が求める教師の資格を充足するもので、また同様に緊急時に必要な追加的要素を含むものであることが必須である。

## 教授と学習 スタンダード 3：指導

指導は学習者を中心とした、参加型でインクルーシブ（統合的）なものである。

### 重要な指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 学習者が積極的に学習に取り組める機会を与えられる。（ガイダンスノート 1 参照）
- 参加型の方法を用いることで学習者が自分自身の学習に巻き込まれることを促し、学習環境が向上する。
- 学習者との実践と交流を通して、研修コースで学んだことと教授技術を実際に示す。
- 教授はインクルーシブ（統合）を促進し、学習への壁を低くすることによって、特別なニーズがある学習者を含む全ての学習者のニーズに対応する必要がある。（ガイダンスノート 2 参照）
- 親やコミュニティのリーダーが、学習内容と教授法を理解し受け入れている。（ガイダンスノート 3 参照）

### ガイダンスノート

1. **積極的な関与**：授業は双方向型、参加型であるべきである。また、発達上適切な教授および学習方法が活用されるべきである。例として特に、グループ

活動、プロジェクト活動、ピア・エデュケーション（仲間同士の教育）、ロールプレイ、語り、ゲーム、ビデオ、物語などが挙げられる。積極的な学習によって、教師と学習者、学習者同士の相互関係が構築され、心理社会的健康が確保される（P.52-53の「アクセスと学習環境スタンダード2、ガイダンスノート6」を参照）。

2. **学習の壁**：教師は、親、コミュニティのメンバー、教育指導者や他の利害関係者と、多様性、インクルージョン（統合的）、アウトリーチ（広げる）に関する問題を討議するだけでなく、緊急時における公教育およびノンフォーマル教育に関して話せるようトレーニングを受けていなければならない。適切なリソースの提供だけでなく、インクルージョン教育に対する理解と支援を得るためにも、教育指導者、親、そしてコミュニティメンバーとの対話が必要である。
3. **教授方法の選択と活用**：教授方法の選択と活用は教師の教育、経験、研修およびニーズ等への配慮が求められるであろう。教師が熟知しておくべきことは、教師の気づきと行動に対する期待の変化と同様に変化の内容である。親、コミュニティ、伝統的あるいは宗教的指導者等の参加と受入れは、活動の微調整の助けになり、教授方法をコミュニティの関心にあわせることになる。

## 教授と学習 スタンダード4：アセスメント

学習成果を評価・認定するために適切な方法がとられる。

### 重要な指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 学習を定期的且つ適切に評価するために、別々の継続的なアセスメントおよび評価方法が用いられる。この情報を活用し、指導の質を上げるための手順が実施される。（ガイダンスノート1参照）
- 学習者の成果が認められ、単位認定あるいは修了書の発行が内容に応じて行われる。（ガイダンスノート2参照）
- アセスメントと評価方法は、学習者に対して公正で信頼でき、緊張を与えないことを考慮する。（ガイダンスノート3参照）

### ガイダンスノート

1. **効果的なアセスメントと評価方法・手段**：効果的なアセスメントと評価方法・手段が用いられるべきであるが、それは次の事項を考慮したものでなけ

ればならない。

- －妥当性（例えば、テストや試験が学習内容に対して妥当で適切であるか）
- －一貫性（例えば、評価方法があらゆる場所の全教師に同じように理解され、実施されているか）
- －機会（欠席した学習者に別途アセスメントの機会が提供される）
- －時期（評価が教授の間と後に行われる）
- －頻度（緊急時によって変わることがある）
- －適切なセッティング（正式なアセスメントが適切な教育関係者によって実施される時には、適切なセッティングと施設を得る事ができる）
- －利害関係者と透明性（アセスメントの結果が、学習者、子ども、子どもの親に公開される）

**2. アセスメント結果：**公教育プログラムの場合、アセスメントは学習者の成果と試験結果が、受入国および／あるいは出身国の教育官庁に認定される方法で行われるべきである。難民の場合、出身国あるいは出身地域の教育官庁に認定されるように働きかけをしなければならない。修業を証明する書類としてディプロマ（diplomas）、卒業証書（graduation certificates）などが挙げられるが、これに限るものではない。

**3. アセスメントの倫理規定：**アセスメントと評価は倫理規定に従って策定され、実施されるべきである。アセスメントと評価は、公正さ信頼性を考慮し、恐怖心やトラウマを増長しない方法で行われるべきである。学校やプログラムでのよい点数や進級を見返りとしたハラスメントのないように気をつけなければならない。

## 第4章 教師とその他の教育関係者

### はじめに

全ての場面における人道支援活動は、困難で時には安全でない状況下で働いているスタッフとボランティアのスキル、知識、そして献身（commitment）にかかっている。彼らに対する要求は計り知れないものであり、そのため、スタッフやボランティアがミニマム・スタンダードを満たすためには、適切な研修を受け、運営され、助言を受けることが必須であり、そして必要とされる物資、支援、指導が用意されねばならない。

緊急時においては、教師およびその他の教育関係者の募集と採用方法は参加型であり、透明性をもち、そして定められた基準に沿ったものでなければならない。状況が許す場合は、教育スタッフは被災者の集団から選ばれたほうがよい。これにより、被災した人々の積極的な実践、信念体系、およびニーズを尊重して、伝統文化、慣習、経験を教育プログラムに統合することが可能になる。

採用された後に、教師とその他の教育関係者はコミュニティと共に行動規範を作り、労働条件を明確にすべきである。教師とその他の教育関係者は明確な契約に合意しなければならない。その契約には権利（給与あるいは奨励金、労働日数と時間、労働条件など）および責任や義務が明確に記してある。行動規範には、教師および教育関係者の行動基準が明記され、これら基準に従わない者に対しては具体的な処置を定めていなければならない。教育のために被災者の協力を得ることは、教師と教育関係者を募集し継続して雇用することと同時に、親が子どもを学校に通わせる意思の形成をも助けるのである。

危機に陥った地域において教師および教育関係者は、コミュニティの人々と同様、自分たちが経験したことを受け入れて人生を再設計しなければならない。公教育およびノンフォーマル教育プログラムのスタッフは、緊急事態に対処すると同時に災害や紛争の結果生じるトラウマやストレスに対処するためのサポートを行う必要がある。支援体制は、スタッフがお互いを支え合うことができるように提供されなくてはならないし、学習者の健康を向上させるために必要な手段と技能をスタッフが習得できるものでなくてはならない。

教師と教育関係者に対する適切な研修が、緊急教育プログラムの成功の鍵となっている。研修の基準については「教授と学習」の章に記されている。

教職員も、指導という形での支援が必要である。コミュニティレベルでは、両親、村の指導者、コミュニティの教育委員会、そして地元の行政官は、自分の地域の教育プログラムのモニタリングと支援に関する研修を受ける必要がある。被災者が自ら教育プログラムを調整することができる力を与えられると、彼らは自立の権利を行使し、課題に対する解決策を見出すことができるのである。教職員の支援と助言の元でのコミュニティ参加は、学習環境におけるコミュニティと教師の生産的な関係を促進するのである。

学校運営、教師、そして他の教育関係者としての実践は、継続的にモニターされ評価されなければならない。これは、被災者への支援の質と継続性を保証するためである。モニタリングと評価が管理のみではなく、助言の形を取ることが重要である。モニタリングと参加型評価は、教師のパフォーマンスと実践を改善していくために不可欠なものである。教職員のパフォーマンスの評価をできる限り行うことは、教師にとっては前向きな学習の体験なのである。

#### **全てのカテゴリーに共通するスタンダードとの連携**

教育に関する対応を展開、実行するプロセスは、効果の程度を決める極めて重要なものである。この章は、コミュニティの参加から、地元の資源、初期アセスメント、対応、モニタリング、および、評価まで含む全てのカテゴリーに共通のスタンダードと共に活用されなければならない。特に、弱者を含む被災民の参加は、適切さと質を確かなものにする上で、最大限、重視されなければならない。

**ミニマム・スタンダード：**これは質的なもので、教育を提供する上で達成すべき最低限のレベルを明記している。

**重要な指標：**これは基準が達成されたかどうかを示す「合図」である。この指標は、プログラムの与えた影響または結果、および、実行されたプロセスまたは方法について、評価し伝える手段である。

**ガイダンスノート：**ここには、さまざまな状況でいつ基準や指標を適用すべきか、また実際の困難に対処するための手引きや優先事項に関するアドバイスをいつ適用すべきかについての具体的ポイントが書かれている。また、基準や指標に関する極めて重要な問題や、現在わかっている範囲でのジレンマや矛盾、ギャップについても記されている。補遺 2 には、この章に関連する一般的問題と技術的問題の情報源を示す精選された参照リストが含まれている。

## 教師とその他の教育関係者

### スタンダード1 募集と採用

十分な数の、適切な資格をもつ教師とその他の教育関係者が、多様性と公平性を反映した選考基準に基づく、参加型で透明性のある過程を経て採用される。

### スタンダード2 労働条件

教師とその他の教育関係者が、明確な労働条件を示され、行動規範に従い、適切な報酬を得ている。

### スタンダード3 支援と指導

指導と支援の仕組みが教師とその他の教育関係者のために設けられ、定期的に行われている。

### 付記1

教師の行動規範

### 補遺2 参考文献と情報源ガイド

「教師とその他の教育関係者」の章



## 教師とその他の教育関係者 スタンダード 1：募集と選考

十分な数の、適切な資格をもつ教師とその他の教育関係者が、多様性と公平性を反映した選考基準に基づく、参加型で透明性のある過程を経て採用される。

### 重要な指標（ガイダンスノートと併せて読むこと）

- 募集を開始する前に、明確且つ的確な職務内容説明書（job description）が作成されている。（ガイダンスノート1 参照）
- 募集を行うための明確な指針がある。
- コミュニティの代表を含む選考委員会が、透明性のある方法で候補者の能力を評価し、ジェンダー、多様性、コミュニティによる支持を考慮して教師を選考する。（ガイダンスノート2-5 参照）
- クラスが定員オーバーにならないよう、十分な人数の教師が採用され、配置される。（ガイダンスノート6 参照）

### ガイダンスノート

1. **職務内容説明書**：職務内容説明書には、特に、行動規範に加えて、役割や責任、明確な報告経路が示されていなければならない。
2. **経験と資格**：緊急時においては、認定された資格をもつ教師を採用することが目的であるべきだが、状況によっては、ほとんど経験のない、もしくは未経験の教師を採用することも考えなければならない。こうした場合には、研修を行わなければならない。もし資格のある教師が、証明書やその他の書類を現在は持っていないという場合には、応募者に試験を課すなどの代替的な証明方法を用意することが重要である。教師の最低年齢は18歳であるべきだが、18歳未満の教師を任命する必要がある場合もある。状況によって可能で適切な場合は、積極的に女性教師を募集し、採用基準や過程を見直し、男女の数を公平にする努力が必要である。

母語ではなく公用語で教育を受けているマイノリティの学習者の、母国語を話す教師を採用する必要がある。可能で適切な場合は、公用語および／あるいは受入国の言語の集中学習コースが提供されるべきである。

3. **基準として次の例が挙げられる：**

— 専門的資格：大学教員、教師、あるいは心理社会学の経験、その他の技能や経験、関連の言語能力、



- 個人的資質：年齢、ジェンダー（できれば採用担当者はジェンダーバランスを考える）、民族的あるいは宗教的背景、多様性（コミュニティの代表性を確保するため）
- その他の資格：コミュニティの支持やコミュニティとの相互関係がある、自身も被災者である、など。

- 4. 選考：**教師とその他の教育関係者は、まずは被災者の中から選ばれるべきであるが、必要に応じて被災者以外から採用してもよい。難民もしくは避難民に対して避難所が設けられている場合は、もしそれによって良好な関係が生まれるのであれば、地元からの有資格者の応募者の中から採用してもよい。選考は、コミュニティ、難民を受け入れているコミュニティ、そして現地当局と相談しながら進められるべきである。
- 5. 照会：**危機的状況においては、学習者に対して悪影響を及ぼす可能性のある人物および／あるいは学習者の権利を十分に尊重しない人物を採用しないように、教師とその他の教育関係者に関する照会確認が行われるべきである。
- 6. 現地で実現可能な基準：**現地で実現可能な基準として、最大のクラス人数が決められ、この基準から大きくはずれないようにするため、十分な数の教師を採用する最大限の努力を行う。モニタリングの報告書の中に、様々な学校形態において、定員をオーバーしているクラスの数を記載すること。

## 教師とその他の教育関係者スタンダード 2：労働条件

教師とその他の教育関係者が、明確な労働条件を示され、行動規範に従い、適切な報酬を得ている。

### 重要な指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 報酬と労働条件が、労働契約書（job contract）に明細に記されており、報酬は専門性のレベルと仕事の効率に応じて定期的に支給される。（ガイダンスノート 1-2 参照）
- 国際支援活動者が教育当局、コミュニティの教育委員会、NGO と連携し、適切な方略を策定する。そして、さまざまな分類やレベルの教師とその他の教育関係者に対して、公平で、納得のいく、持続可能な報酬の尺度を用いることで意見の一致をみる。（ガイダンスノート 2 参照）
- 行動規範（code of conduct）と労働条件は、教育関係者とコミュニティメンバ

ーが関わって、参加型の形式で決められ、明確な実施ガイドラインがある（ガイダンスノート 1 および 3 参照）

- 教育関係者が行動規範に署名の上それに従い、規範を誤用および／あるいは破った場合の適切な処置が文書化され、適用される。（ガイダンスノート 3-4 参照）

### ガイダンスノート

1. **労働条件**：労働条件には、業務内容、報酬、出勤、業務時間／日数、契約期間、サポートおよび指導体制、職場の争議解決体制を明細に記すべきである。（上記スタンダード 1、ガイダンスノート 1 も参照）
2. **報酬**：報酬は、金銭でも金銭以外でもかまわないが、（契約通りの内容で）適正且つ定期的に支払われなくてはならない。適正な報酬レベルは、関係する支援機関間で調整できるように、参加型のプロセスを経て決定されなくてはならない。そのレベルは、専門性、教育サービスの継続性、そして持続性を保証することを目標とするべきである。特に、教師が自分の専門に集中し、基本的なニーズを満たすために副業を探さなくても済むように、十分でなければならぬ。報酬は、労働条件と行動規範の遵守を条件に決められるべきである。

異なった背景の教師（例えば国民と難民）が異なった金額の報酬を受けないように、注意が払われなくてはならない。持続可能な報酬制度のための長期的な方略の策定に、鍵となるアクターが参加していなくてはならない。国連機関、NGO、教育当局、その他の組織間で調整が行われ、報酬の一般的レベルが決定されるべきである。

3. **行動規範**：行動規範によって、教職員のふるまいの基準が明確に定められ、この基準に従わない者に対する強制的な罰則を定めなければならない。行動規範は学習環境および教育プログラムの行事あるいは活動に適用されるべきである。（行動規範のサンプルはP.82-83 の付記 1 を参照）

行動規範は、教師およびその他の教育関係者が積極的な学習環境と学習者の厚生を促進できるものでなければならない。行動規範では、教育関係者に対して、特に次の事項を求めている。

一高潔な振る舞い、自己統制、道徳的／倫理的な言動を維持することによって、プロフェッショナルな態度を示す。

- －全ての生徒が受け入れられる環境をつくることに参加する。
- －安全で健康な環境、（セクシュアルハラスメントを含む）嫌がらせ、脅し、虐待、暴力、差別のない環境を維持する。
- －欠勤や遅刻をしない。
- －仕事で専門的技術と能力を示す。
- －コミュニティや教育利害関係者から適切とみなされる態度を示す。

4. **規範を実行する際のガイドライン**：学習環境の中で働いている、全ての教育関係者およびそれ以外の職員に対して、行動規範に関する研修が行われなくてはならない。行動規範の実践をモニタリングし、責任をもつ、コミュニティの教育委員会の委員や教育指導者、管理者に対して、研修やサポートが行われなくてはならない。彼らはまた、行動規範に関わる主要な問題を明確にし、それらを学校／ノンフォーマル教育プログラムの行動計画に組み込むための支援が必要である。監督システムによって、透明性のある報告がなされ、モニタリングの手順が設けられ、関係する者全員の機密を守るべきである。（下記のスタンダード2を参照）

### 教師とその他の教育関係者 スタンダード3：支援と指導

指導と支援の仕組みが教師とその他の教育関係者のために設けられ、定期的  
に実施されている。

#### 重要な指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 監督システムの中で、教師やその他の教育関係者の定期的なアセスメント、モニタリング、支援が行われる。（ガイダンスノート1-2参照）
- スタッフの勤務評価(performance appraisals)が定期的に行われ、記述され、関係者と話し合われる。（ガイダンスノート3参照）
- 適切で利用可能な心理社会的なサポートとカウンセリングが、教師やその他の教育関係者に提供される。（ガイダンスノート4参照）

#### ガイダンスノート

1. **監督システム**：各国または被災地が、教師や教育関係者に対する基準を定義し、支援・モニターシステムを作るべきである。このシステムの中に、（伝統的指導者、宗教的指導者を含む）コミュニティの代表、PTA などコミュニティの学校組織、地元当局、校長、教員組合などを加えてもよい。モニターシステムは、コミュニティの教育委員会と蜜につながっていなければならな

い。教育委員会は、業務指示書の中に、専門性、仕事の能力、適切な行動に焦点を当てた、行動規範に関する教育関係者のモニタリングを含むべきである。P.15の「住民参加スタンダード1」を参照)

2. **研修**：教育スタッフの研修に関する情報は、P.69の「教授と学習スタンダード2」を参照。
3. **スタッフの勤務評価**：スタッフの勤務評価には、教師あるいは他の教育関係者の能力や有用性の査定が含まれるべきである。また、課題を明確にし、協動的に合意されるフォローアップ活動を開発するために、教師、校長、そしてその他の関係する職員の話聞く機会が設けられるべきである。必要に応じて、勤務評価は、教職員のやる気を起こさせるために業績を認め、賞賛すべきである。モニタリングと参加型評価は教師のやる気を奮起し、能力を向上させることもある。
4. **危機におけるサポート**：トレーニングや経験を積んだ教師や他の教育関係者でさえ、当該事態によって、また、学習者と向かい合うなかで新たな課題と責任に直面することによって、自身がトラウマを抱えることがある。彼らの対処能力と仕事の能力は、適切なサポートを得られるかどうかにかかっている。危機的な状況に対処している教師やその他の教職員を助けるために、支援システムがコミュニティ内に構築されるべきである。

## 教授と学習：付記

### 付記1：教師の行動規範

#### 教師は常に、

- 教育者としての名誉（honour）と尊厳（dignity）を保ちながら行動する。
- 生徒が内密で話したことは、どんなことも決して外に漏らさない。
- 生徒の学習を妨げ、生徒の健康や安全を脅かす状況から、生徒を守る。
- どんな形であれ、利益を得るために自分の地位を利用しない。
- 生徒に性的暴行を加えること、またどのような形であれ、生徒と性的関係を持つてはいけない。
- 善良で誠実な模範人物であること。

#### 教室で教師は、

- 前向きで安全な学習環境を促進する。
- 全ての生徒の尊厳と権利を尊重して教える。
- 生徒の自尊心、自信、自負心を促す。
- 生徒の期待感を高め、それぞれの生徒が自分の潜在能力を発揮できるよう手助けする。
- 生徒が積極的で、責任感を持ち、有能な学習者に育つよう促す。
- 信頼できる雰囲気を作る。

#### 教師は生活のなかで教育者として、

- 教育の方法論や自分の専門についての基本的能力を示す。
- （授業の中で）子供たちがどのように学ぶのかについて、理解していることを示す。
- 常に、授業に準備をして望み、また授業に遅刻しない。
- 授業の質に悪影響を及ぼすような行為に関わらない。
- 専門能力を伸ばすあらゆる機会を利用し、一般に容認される現代的な指導方法で教える。
- 善良な市民性、平和、社会的責任の原則について教える。
- 各生徒の成績や試験の結果を正直に示す。

#### コミュニティに関して教師は、

- 親が子供たちの学習をサポートし、積極的に関わるように促す。
- 家族やコミュニティが学校に関わることの大切さを認識する。

- 学校の明るいイメージを支え、推進する。

教師は、ここに述べた項目に加え、さらに幅広い環境（キャンプや学校など）におけるその他すべての規則や方針を遵守することが期待されている。

注：この行動規範は UNHCR エリトリア事務所でモデルとして使われ、後に各学校で導入された。

## 第5章 教育政策と協調

### はじめに

国際文書や宣言には、全ての人に教育を受ける権利があり、それにより、全ての人権を推進するための礎が築かれることが謳われている。表現の自由、平等の権利、社会、および、教育政策に関する意志決定に意見を述べる権利は、教育の不可欠な部分である。

緊急時には、これらの権利を守ることが極めて重要である。緊急時の対応の一環として、教育当局や重要な利害関係者は、国内および国際的な教育政策を考慮し、教育の権利を支持し、被災者の学習の必要性に即対応するような教育計画を開発、実行しなければならない。この枠組みは、教育の質の向上と学校に行きやすくすることを狙いとし、緊急対応期から開発期への移行をはっきりと示さなければならない。コミュニティが、介入、プログラム、方針などの計画と実行に関与することは、緊急時の対応を成功させる上で、どんな場合でも不可欠である。

緊急時には協調性が失われ、さまざまな利害関係者が独自に教育プログラムを進めることがしばしばある。組織間の協調の仕組みが、集落／コミュニティ、地区、国、地域レベルで必要であり、しかもそれらは包括的で透明性がなければならない。そのような仕組みは、ニーズを査定し、標準化されたアプローチを開発し、全ての活動者や利害関係者間でリソースと情報を共有するためには、不可欠である。

教育は、食糧、シェルター、健康、水や衛生設備の提供といった、当初の全体的な人道的対応の中で調整されなければならない。教育に関する対応は、既知の優れた経験を基に、緊急時という特別な状況にあるコミュニティのニーズに合わせなければならない。地雷や衛生、HIV/AIDS への啓蒙活動など、生存のための技能は、全ての年代の人々に提供されなければならない。

### 全てのカテゴリーに共通するスタンダードとの連携

教育に関する対応を展開、実行するプロセスは、効果の程度を決める極めて重要なものである。この章は、コミュニティの参加から、現地のリソース、初期アセスメント、対応、モニタリング、および、評価まで含む全てのカテゴリー



一に共通のスタンダードと共に活用されなければならない。特に、弱者を含む被災者の参加は、適切さと質を確かなものにする上で、最大限、重視されなければならない。

**ミニマム・スタンダード：**これは質的なもので、教育を提供する上で達成すべき最低限のレベルを明記している。

**重要な指標：**これは基準が達成されたかどうかを示す「合図」である。この指標は、プログラムの与えた影響または結果、および、実行されたプロセスまたは方法について、評価し伝える手段である。

**ガイダンスノート：**ここには、さまざまな状況でいつ基準や指標を適用すべきか、また実際の困難に対処するための手引きや優先事項に関するアドバイスをいつ適用すべきかについての具体的ポイントが書かれている。また、基準や指標に関する極めて重要な問題や、現在わかっている範囲でのジレンマや矛盾、ギャップについても記されている。補遺 2 には、この章に関連する一般的問題と技術的問題の情報源を示す精選された参照リストが含まれている。

## 教育政策と協調

### スタンダード1 政策の考案と制定

教育官庁は、緊急時には全ての人の無料学校教育を優先事項とし、すべてを包括し、教育の質を高める柔軟な政策を制定する。

### スタンダード2 計画と実行

緊急時の教育活動は、教育に関する国内及び国際的政策と基準、及び、被災者の学習ニーズを考慮する。

### スタンダード3 協調

利害関係者間の効果的な情報共有など、緊急教育活動のための、透明性のある協調メカニズムがある。

## 補遺2：参考文献と情報源ガイド

「教育政策と協調」に関する章

## 教育政策と協調 スタンダード1：政策の考案と制定

教育官庁は、緊急時には全ての人の無償学校教育を優先事項とし、包括的な、教育の質を高める柔軟な政策を制定する。

### 重要な指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 緊急時およびその後も、教育に関する法律と政策は、人権についての国際文書と宣言に明言された教育の権利を維持する。（ガイダンスノート 1-2 参照）
- 法律、条例、政策は、弱者や周辺化された人々を教育的差別から守る。（ガイダンスノート 3 参照）
- 法律、条例、政策は、学習者が、学習者またはその家族の限られた資金が原因で、教育が受けられないことがないように定められている。（ガイダンスノート 4 参照）
- 法律、条例、政策は、難民のための学校が出身国または出身地域のカリキュラムを利用することを妨げない。
- 法律、条例、政策は、必要時には、教育官庁の指導と監査のもと、NGO活動者による緊急時教育施設の設定を許可する。
- 法律、条例、政策は、全ての利害関係者が理解できるような形で広く知らしめる。
- 政策は、教育情報管理システム（EMIS）データベースの開発と利用を促進し、教育への参加と修了に関する変化を分析し、変化に対処するためのツールとして利用する。（ガイダンスノート5 参照）
- 国の教育政策は、緊急事態への素早い対応を可能にする法的・予算的枠組みによって支持される。（ガイダンスノート6 参照）

### ガイダンスノート

1. **国際人権文書と宣言**：是認される国際人権文書と宣言には次のものが含まれるが、これらに限定されるものではない。「児童の権利に関する条約(1989)」、「世界人権宣言(1948)」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(1966)」、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(1979)、「万人のための教育ダカール行動枠組み(2000)」。

法律文書と法的枠組みにもまた、人々への配慮に関する国際規則が含まれる。特に、子どもや若者の心の健康、栄養、レクリエーション、文化、虐待防止、6歳未満の子どもへの早期教育などの分野を重視している。R(48-49の「アクセスと学習環境スタンダード1、ガイダンスノート2」も参照のこと)

2. **難民、国内避難民、受入国の国民**：全ての利害関係者は協力し、教育が平等に全ての人に行き渡るよう擁護しなければならない。ここには、「難民の地位に関する条約(1951)」第 22 条（公教育）の擁護が含まれる。第 22 条は、難民は、初等教育レベルにおいて国民と同じ教育を受ける資格を持ち、それよりも高いレベルでは、学習への参加が可能で、証明書の認定、学位、称号、授業料／負担金の免除、奨学金等が、外国人としての応募により不利となることなく受けることができることを宣言している。国内避難民は特別の保護は受けられないが、同様の資格は得られるべきである。当局は、難民を受け入れている国や地域、および、戦争の被害を受けている国にいる自国の学生にも、同様に教育の権利が与えられるよう主張すべきである。
  
3. **周辺化された人々**：周辺化された人々とは、社会やコミュニティの中に住みながら、その利益が社会の主要な政策に反映されていない人々である。周辺化された人々は、社会経済的または文化的特徴、例えば、収入や富、民族性や人種、性別、地理的場所、宗教、市民権の状態、国内難民、あるいは、心身の状態などによって決められている。政治的亡命者（asylum-seeker）の子どもも教育を受ける権利を享受すべきである。なぜなら、「国連児童の権利に関する条約」は、国の領域内にいる 18 歳未満の全ての児童や青年に適用されるからである。P.48-49 の「アクセスと学習環境スタンダード 1、ガイダンスノート 1」も参照のこと）
  
4. **教育にかかるコスト**：全ての学習者は、授業料、学習資料や制服などの関連費用、授業出席のための費用等が払えないために教育プログラムを受けることを拒否されるべきではない。通学にかかる交通費や失われる機会費用などの間接的学習費用を削減する努力により、全ての児童、若者、成人が参加できるようにしなければならない。
  
5. **EMIS データ**：EMIS は特定の非常事態に陥りやすい地域や人々の情報とリンクしていなければならない。これは、国および現地の教育計画に情報を提供する、備えの戦略である。可能であれば、コミュニティによって教育データが集められ、国の教育情報管理システム（EMIS）に入力されなければならない。支援機関は、コミュニティが、就学、通学維持、修了が増えるような方法を特定し、学校に行っていない青年のニーズに取り組むことを手助けしなければならない。P.23 と P.28 の「分析スタンダード 1 および 3」も参照のこと）

- 6. 緊急時の枠組み**：教育は国の災害準備枠組みに含まれ、また効果的にタイミングよく、教育的対応ができる資金が確保されていなければならない。国または地域の教育開発プログラムをサポートする国際的關係者は、これらのプログラムの一要員として、緊急時教育的対応の準備を進めなければならない。

## 教育政策と協調    スタンダード 2：計画と実行

緊急時の教育活動は、教育に関する国内および国際的政策と基準、および、被災者の学習ニーズを考慮する。

### 重要な指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 国際的および国の法的枠組みと政策は、救済および開発の支援機関の教育プログラムに反映される。（ガイダンスノート1 参照）
- 緊急時の教育プログラムは、教育セクターの長期的な開発に統合される形で、計画され実行される。
- 教育官庁および他の重要な関係者は、現在および将来の緊急時に対する国や現地の教育プログラムを開発し、それを定期的に修正するためのシステムを作る。（ガイダンスノート 2 参照）
- 緊急時と緊急時後、全ての利害関係者は協力し、被災者の教育経験や政策、実践に基づき、最新のニーズの査定と連携された教育的対応計画を実行する。
- 財政的、技術的および人的資源の教育的対応は、効果的な計画、実行、モニタリングを必要とする。利害関係者は必要な資源が確実に利用可能となるようにする。（ガイダンスノート3 参照）
- 教育活動の計画と実行は他の緊急対応のセクターと一体化される。（ガイダンスノート 4 参照）

### ガイダンスノート

- 1. 教育の権利と目的に合致すること**：教育プログラムは、関係する教育官庁の適切な枠組みと政策に加え、「児童の権利に関する(1989)」、「世界人権宣言(1948)」、「万人のための教育ダカール行動枠組(2000)」、「ミレニアム開発目標(2000)」などの国際的枠組みにも沿った、包括的な教育活動を提供しなければならない。
- 2. 国の教育計画**：国の教育計画は、現行および将来の緊急時にとるべき活動を示しているべきであるが、それは、安全と保護のための要因とセクター間の

協調のための仕組みについて、およびプログラム、活動者、利害関係者、政策決定と連携に関するものである。この計画は、適切な教育政策と枠組みによって支持されなければならない。不測の事態の対応計画も、発生しうる自然災害（洪水、地震、ハリケーンなど）との関連において教育セクターに対して、また、関係があれば、地域や国の教育システムに影響を与えると予測される難民や帰還民の流入に対して、準備されなければならない。 P.15 と P.17 の「住民参加スタンダード1、ガイダンスノート5」、および、下記「教育政策と協調スタンダード3」の基準も参考のこと)

3. **リソース**：行政機関、援助提供者（ドナー）、NGO、その他の利害関係者は社会心理的ニーズに合った学習、レクリエーション、その他の活動に重点を置く緊急教育プログラムに、十分な資金が確保されるように協力しなければならない。緊急状況が安定するにつれ、教育プログラムの機会は特に、幼児期の発達、公的な初等および中等学校教育、および、成人の識字と職業訓練プログラムなどに拡大していくであろう。資金の割り当ては、物理的要素（教室、教科書、教育および学習資料の追加など）や質的要素（教師や監督者の研修コースなど）を強化するようにバランスよく配分されるべきである。
4. **スフィア・ミニマム・スタンダード**：教育活動計画とその実行が、次のスフィア・ミニマム・スタンダードと連携するように、特別な配慮がなされるべきである。
  - －水、衛生設備、衛生状態の推進。
  - －食糧の確保、栄養、食糧援助。
  - －シェルター、定住地、および、食糧以外の項目。
  - －健康に関するサービス（関連するスフィア・スタンダードは、 **MSEE CD-ROM** に収録されているスフィア・スタンダード補遺のリンクを参照。）

### 教育政策と協調 スタンダード3：協調

利害関係者間の効果的な情報共有など、緊急教育活動のための、透明性のある協調メカニズムが存在する。

#### 重要な指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 教育官庁は、現 在および将来の緊急時対応のための、機関間協調委員会（Inter-Agency coordination committee）を設立する。その委員会は、緊急教育活動の計画と協調において主要な役割を果たす。（ガイダンスノート 11 参照）



- 教育官庁のプレゼンスがないか、または、協調をリードすることが出来ない場合は、機関間協調委員会が教育活動とプログラムの指導と調整を行う。（ガイダンスノート 1 参照）
- 官庁、援助提供者（ドナー）、その他の機関は、教育の利害関係者との協調および活動をサポートするための資金調達・管理運営のメカニズムを構築する。（ガイダンスノート 2 参照）
- 協調の目的、指標、モニタリング手順に関する共通声明（common statement）が整えられており、全ての教育関係者はその枠組みの中で働き、重要な情報や統計が広く一般に入手されるよう全力を尽くす。（ガイダンスノート 3 参照）
- 被災したコミュニティは、直接自分たちに影響を与える意志決定、特に、政策またはプログラムの立案、実施、モニタリングへの参加を、認められ、実際に参加することができる。
- 活動的で透明性のある仕組みがあり、セクター間、および、国内外の重要な利害関係者間で情報を共有できるようになっている。（ガイダンスノート 4 参照）

## ガイダンスノート

- 1. 機関間協調委員会（Inter-Agency coordination committee）** :この委員会の委員には、可能な限り、教育官庁のリーダーシップのもと、幅広い分野からの利害関係者を含めるべきである。協調委員会は、緊急状況の特徴により、地域、国、地区、または地元レベルで必要になるかもしれない。教育官庁に能力あるいは合法性がない場合は、リーダーシップは合意のもと、異なる機関に任されることがあるが、地元教育官庁の代表者は常にこの委員会のメンバーでなければならない。状況が許せば直ちに、調整の責務は適切な官庁に委譲されるべきである。
- 2. 資金調達・管理運営** :緊急時の教育プログラムをタイミングよく実行し成功させるためには、十分な資金が必要である。透明性のある調和のとれたアプローチが確実に行われるよう、あらゆる努力が払われるべきである。教師への給与支払いシステムが不十分か機能不全の場合には、特にそれが必要である。緊急時の資金調達・管理運営は、現地の労働市場の状況や伝統を考慮し、持続性が不可能な先例を作らないようにする。
- 3. 重要な協調への挑戦** :協調への挑戦は、持続可能で将来の教育サービスと調和の取れた費用効率のよいアプローチを達成するために、緊急時の早期段階に見出し、取り組まなければならない。その課題には、教師の研修、資格と支払い、カリキュラムと関連の要素（教科書、教育と学習を手助けするもの）、



および、学校教育と試験制度の構築と認知などが含まれる。

4. **共同政策開発と研修ワークショップ**：共同の政策開発と研修ワークショップは、教育官庁と外部の関係者が協力して開発し、それによって、スムーズなコミュニケーションを確実にし、共通のビジョンに向けての協力と取り組みを促進し、教育システム全体の発展を促していかなければならない。

## 補 遺

### 補遺 1 : 用語集

- **アクセス** : アクセスとは、公教育またはノンフォーマル教育プログラムに参加登録、出席、修了について制限されない機会のことである。「制限されない機会」(unrestricted opportunity)とは、子ども、若者、成人の教育プログラムへの参加かつ／または修了を妨げる実質的、財政的、物理的、安全に関連した、構造上、制度上、または社会文化上の障害がないことである。
- **基礎教育** : 基礎教育とは、生涯にわたる学習と人間の発達のための礎であり、公教育、ノンフォーマル教育プログラムの両方を含む。全ての人(子ども、若者、成人)は、基礎的な学習ニーズに合うよう形成された教育の機会から恩恵を受けるべきである。このニーズは、必要不可欠な学習ツール(例えば識字能力、口頭表現、基本的計算能力、問題解決力など)と基礎的な学習内容(知識、スキル、価値観、態度など)の両方から構成されるが、それは人間が生存し、生きるための全ての能力を伸ばし、情報に基づいて決断をし、学習を続けるために要請されているものである。基礎的な学習ニーズの範囲、および、どのようにそのニーズが満たされるべきかは、それぞれの国、文化により、また時間の経過によっても必然的に変わる<sup>1)</sup>。
- **戦闘部隊と関係をもつ子ども(CAFF)** 緊急時や危機の際、子どもは、誘拐、あっせん、強制的徴兵、または「自発的」(voluntary)行動を通し、戦闘部隊(国の部隊の場合もそうでない場合もある)と関係をもつことがしばしばある。このような子どもは必ずしも武器を持つわけではなく、ポーター、スパイ、コック、あるいは深刻な性的虐待を受ける犠牲者となることがある。これらの子どもはすべて、戦闘部隊に所属し、教育の機会を奪われる経験を共有する。武装解除と復興のプロセスの間、このような子どもには、公教育・ノンフォーマル教育、加速的学習(Accelrated learning)、ライフスキル、職業訓練などを含む特有の教育ニーズが満たされるよう、特別な配慮がなされるべきである。また、いつも見過ごされ、更正プログラムから排除されている少女には特に注意が払われなければならない。
- **コミュニティ教育委員会** : コミュニティの教育ニーズを見極め、取り組むために設立され、親および／または PTA、現地教育官庁当局、市民社会団体、コ

コミュニティ組織、および、特に若者や女性のグループ、それに（適切な場合は）教師と学習者からの代表で構成される。サブ委員会がある場合もあり、そのメンバーはそれぞれの所属の代表から成る。また時には、コミュニティの教育委員会が一つの教育プログラムの責任者となったり、ある特定の場所の複数の教育プログラムの責任者となることもある。

- **住民参加（コミュニティ参加）**：「住民参加」は、被災者が話を聞いてもらい、意志決定プロセスの一部になるようにエンパワーされ、教育課題に直接的に行動できるプロセスおよび活動の両方を含む。コミュニティの積極的参加は、コミュニティ特有の教育問題やそれらの問題に効果的に取り組むための方略を同定するのに役立つ。さらに、コミュニティ参加は、コミュニティ内のリソースを同定することと、教育プログラムへの意見をまとめてサポートする方略を進めるのである。コミュニティ参加は、実際の持続可能な権限付与と能力形成を伴わなければならない、またすでに現場で進行中の努力の上に築かれなければならない。
- **複合的な緊急情勢**：人々の生活、健康、尊厳に関係する状況が、天災、人災、社会的不安定、紛争など様々な危機要因によって危険にさらされている状況。
- **カリキュラム**：学習者が知識やスキルの基礎を拡大するのを手助けする行動計画。ミニマム・スタンダードの目的においては、「カリキュラム」は公教育、ノンフォーマル教育プログラムに適用される包括的用語として使われる。これには、学習目的、学習内容、教授方法および技術、教材、評価方法などが含まれる。公教育・ノンフォーマル教育プログラムの両方とも、学習者の知識と経験の上に形成されたカリキュラムによって導かれ、また、周辺的环境とも関係するものである。ミニマム・スタンダードにおいては、次のように定義されている。
  - **学習目的**は、教育活動を通して開発される知識、スキル、価値観、態度を同定する。
  - **学習内容**は、勉強あるいは学習される素材（知識、スキル、価値観、態度）である。
  - **教授方法**とは、学習内容を提示する際に選ばれ、使われるアプローチのことである。
  - **教授テクニックまたはアプローチ**は、方法の一つであり、方法論全体を実行するために使われるプロセスの構成要素である。
  - **教材**とは、本、ポスター、その他の教授・学習に関する資料のことである。

- **災害**：災害とは、人命の損失、人々の大きな苦しみや困窮、および、大規模な物理的被害<sup>2</sup>をもたらす悲惨な出来事である。
- **教育活動**：教育活動とは公教育およびノンフォーマル教育プログラムのことで、具体的な学習成果をもたらし、子どもや若者への教育の連続性を保ち、成人に対する適切な学習の機会を提供することである。
- **公教育プログラム**：公教育プログラムとは、資格認定につながる一定レベルの教育を開発する一連の行動計画である。一般的には国の教育プログラムのことで、教育官庁によって開発され、国家や認定された私立学校による体系的システムを通して運営され、国やその他の承認されたカリキュラムを利用し、国の教員養成校（または国に認定された私立教員養成校）で訓練を受けた教師が教え、教育省のアドバイザーや調査官の助言を受けることができる。しかし、多くの緊急時の場合、難民や国内避難民などのための正規教育は、難民キャンプに設立され、難民キャンプ委員会と共に実施パートナーによって運営される。または、コミュニティや宗教学校で行われ、人道的コミュニティが教育の物資や補給品、教員養成、学校建設や復興などを支援する。
- **インクルージョン**：「インクルージョン（統合）」とは、全ての学習者を教育プログラムに受け入れ、教育を平等に受ける権利を認めることである。
- **ノンフォーマル教育プログラム**：ノンフォーマル教育プログラムは、一般的に、正規の体系化された学校システム以外の団体によって運営されるもので、必ずしも資格の認定や取得に結びつかない。しかし、場合によっては、学校に付属したり、教育官庁の監督下であり、学習者はノンフォーマル教育プログラムを公教育プログラムに入学するためのきっかけとして利用することができる。このようなプログラムの活動計画には、学習目的、学習内容、教材が定められており、また、多様性、柔軟性、特別な学習者グループへの関連性、および、子どもや成人の新しい教育ニーズに迅速に対応しうる能力を有するという特徴がある。カリキュラムは、教育省のカリキュラムから派生したもの、時には、迅速なコースや全く新しいカリキュラムや学習アプローチが行われているなど、多岐にわたる。
- **非政府組織（NGO）**：NGOとは、当該国政府の組織とは独立して作られている、国内および国際的な組織である<sup>3</sup>。

- **他の教育関係者**：教師以外の、教育プログラムに従事する、あるいは、補助する人々を指す。この中には、指導主事、教師トレーナー、教育職員、カリキュラム開発者、学校事務員および経理担当者、警備員、コック、清掃・保守要員などが含まれる。
- **質の高い教育**：質の高い教育には多くの要素が含まれる。次のようなものが挙げられるが、それに限定されるものではない。1) 安全な学習環境、2) 教科の知識が豊富な優秀でよく訓練された教師、3) 教授と学習のための十分な資料、4) 教授における参加型手法、5) 適切な学級規模。複合的な緊急情勢における質の高い教育の方略には、癒しの教育環境の提供が必要である。強調されねばならないのは、レクリエーション、遊びやスポーツ、関連する創造的な活動の開発であり、同様に、読み書き、計算能力、ライフスキルに基づいた教育活動を提供することである。その結果、学習者は認知能力を向上させるだけでなく、社会や世代的なレベルでの怒りの連鎖や、人を傷つける行為を予防することが可能になる。
- **実際教育 (Relevant education)**：「実際教育」とは、学ぶ内容 (what is learned)、学び方 (how it is learned)、および、効果的で質の高い学習のあり方を指している。教育に実際性を持たせるために、現地の伝統や慣行、積極的な文化的実践、信頼システム、コミュニティのニーズが教育プログラムに統合される。さらに、子どもが将来に社会で必要となるような、今のコミュニティの時空を超える長期的なニーズが含まれる。
- **特別な教育のニーズ**：社会的、文化的に不利な立場にある学習者（社会的、宗教的、経済的差別など）、および、障害のある学習者（認知障害、身体的・精神的障害など）のニーズを指す<sup>4</sup>。
- **利害関係者 (Stakeholders)**：利害関係者とは、ある活動やその結果に共有される利益や影響を受ける人々やグループのことである<sup>5</sup>。
- **教師**：教師は、公教育プログラムの指導者・教育者、または、ノンフォーマル教育プログラムのファシリテーター、または、アニメーターのことで、正規の研修を受けているかどうかは問わない。

## 注

- <sup>1</sup> 2000年4月26-28日に開催された世界教育フォーラム (World Education Forum) で採択された「万人のための教育 (EFA) ダカル行動枠組み」
- <sup>2</sup> 「スフィア・プロジェクト人道憲章と災害援助における最低基準 (2004)」の定義
- <sup>3</sup> Ibid.
- <sup>4</sup> Institute for Education Policy Studies: Graduate School of Education and Human Development, *Enhancing Participation, Expanding Access: The Double Axis of Sustainable Educational Development*.
- <sup>5</sup> Welsh, T. and McGuinn, N.F. (1998), 'Toward a Methodology of Stakeholder Analysis'. In Costin, H. (ed.) *Readings in Strategy and Strategic Planning*. Dryden Press. Orlando, Florida.